

第8日目（9月9日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、塩谷寿雄君から家事都合のため早退、病院事業管理者から公務のため欠席、また、雪国新聞より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

○市 長 おはようございます。一般質問の前の大変貴重な時間ではありますが、拝借しまして、まことに申しわけなく思います。一昨日、発生しました市内中学校での緊急搬送事案につきまして、改めて議会の皆様にご報告と状況をお伝えしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

9月7日の土曜日であります。市内の全中学校で運動会、体育祭が開催されておりました。八海中学校では午後1時30分ごろに、2名の生徒から相次いで体調不良を訴えてきたということが発生し、一時的に屋内の涼しい場所で休ませたところ、校長の判断によりまして、14時6分ごろ救急車の出動を要請したところであります。体調不良を訴えた生徒は、都合で18名。緊急搬送は13名に上りまして、このうち12名は学校から搬送され、1名は帰宅後に保護者が呼んだ救急車で運ばれたということになりました。このうち4名が入院となってしまいました。

現場が大変混乱する中であったということではありますが、この折に、言葉はふさわしいかどうかですけれども、大変、不幸中の幸いというような事案で、ここにたまたまご親族の方の皆さんがいるということで観戦をされておりました、市民病院の須田先生が現場に居合わせたということでありました。保護者の中には医療に携わってきた経験者、また、今も携わっている方もいらっしゃるしまして、これらの中には看護師約10名、救急救命士の方も1名いて、また、養護教諭の方も2名居合わせました。これらの皆さんが先生の指揮のもと、協力して手当てを行ってくださり、適切な指示をいただいたところでもあります。

須田先生の大変なご活躍によりまして、現場の混乱が最小限に収まったという点、そして、保護者の皆さんが大変驚かれもし、不安の中でそういう状況になったわけではありますが、これらが非常に軽減されたというふうに考えているところでもあります。須田先生、並びにご協力いただきました皆様に対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

また、塩沢中学校でも15時ごろ、女子生徒が熱中症と思われる症状を訴えたために、市民病院に緊急搬送して入院となりました。この女子生徒につきましてはその後、医療機関の診断により熱中症ではなく、持病の悪化であったということが判明しております。

八海中学校では7日夜に微熱が出た生徒がほかにも1名おりましたが、このほかに体調不

良の報告はございませんでした。入院となった生徒、全部で5名についてであります、4名は回復し、昨日中に自宅へ戻っております。八海中学校の生徒1名については、手足のしびれが残っているということでありまして、大事をとって、もう一日入院するという事になった次第であります。

この救急の搬送についてであります、当南魚沼消防だけではなく、大変人数が多かったものですから、魚沼市、そして十日町市のそれぞれの消防本部からも応援をいただいたものであります。市外の2つの病院を含めて4病院にそれぞれ搬送されたということでございます。

同日、その後の発表で加茂市、上越市でも同じような中学校の体育祭での搬送事案も発生しているということでありました。当日は県内では35度を超える猛暑が予想されたという状況で、教育委員会でも熱中症対策を学校に非常に強く呼びかけていたところでありました。八海中学校ではテントを用意し、午前中に10分の給水時間を2度設けていました。温度が上がってまいりましたので、それも15分に延長するなどの措置をしておりましたが、残念ながらこのような事態となってしまいました。体調を崩した生徒とその保護者の皆さん、また関係の皆さんには大変申しわけなく感じているところであります。議員各位におかれましても、さぞやご心配をされたことと思っております。改めまして私からも深くお詫びを申し上げ、ご報告にかえたいと思っております。

それ以上の事態になるかということで大変危機感を持ったわけでありましたが、幸いにも命等にかかわることなく推移したことは、不幸中の幸いでありました。これからこういうことが頻繁に起こることも想定しながら、緊張感を持って取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。まことにありがとうございます。よろしくお願ひします。お時間いただき、ありがとうございました。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は、市長答弁時間を含め1人当たり質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますので、よろしくお願ひいたします。

初回の質問時に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願ひいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願ひいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　おはようございます。議長より発言を許されましたので、今定例会初日に行われました市長の所信表明演説、これに対する一般質問を行います。

まずもって、足元の悪い中、傍聴に来ていただきました市民の皆様には、御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問を行います。

1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

1、第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについてであります。平成28年度から取り組んでいる10年間の第2次南魚沼市総合計画は、市の実施する事業の最上位に位置する計画であります。ことしで5年が終了し、来年度には中間見直しを行うと市長は表明をしました。20歳以上の2,500人を抽出し、市民アンケートも実施する予定であります。また、平成27年度に策定した南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5年間の期間が今年度で終了する国の地方創生交付金を活用するための計画であるが、国は第2期総合戦略の策定を進めており、それを勘案しながら市は来年度からの総合戦略も策定する予定である。

あわせて平成28年度から取り組んでいる南魚沼版CCRCを含む5か年の地方再生計画は、来年度で終了する予定である。計画はPDCAサイクルにかけること。つまり、立案、実行したら必ず効果を検証し、修正を行い、計画の進化を図ることが重要と執行部も認識をしている。しかし、KPI、つまり目標数値の達成ばかりに目がいくと、目まぐるしく変わる時代を速やかに捉えて事業計画の修正を行うというフットワークは緩慢になり、財政計画に狂いを生じさせる。ひいては市民サービスの内容検証よりも事業の縮小ばかりが先行してしまう嫌いがある。

平成30年度一般会計決算審査意見には、高齢化の進行と税収の減収傾向に加え、普通交付税合併算定替えの終了による普通交付税の縮小、経常一般財源の縮小が続く中、財政健全化を進める南魚沼市の現状に今後も継続して努力されることを望む、と記されている。そもそも旧3町が合併をした14年前に立ち返り、歳出削減と歳入確保の重要性を中間見直しのこの時期によく考えなければいけない。

そこで、第2次南魚沼市総合計画中間見直しに公共施設総合管理計画を最上位と位置づけた考え方で臨むのかを伺うものであります。市長にはいつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議長　長　寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、寺口議員のご質問に答えてまいります。

1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

まず1点目の中間見直し、そして管理計画を最上位に位置づけた考え方で臨むのかということであります。第2次南魚沼市総合計画は市の目指すべき将来像の実現に向けまして、今後10年間、策定から10年間のまちづくりの方向性を示すもので、その推進のための基本的な考え方や具体的な施策、事業を体系的にまとめ、市の最上位計画としてこの総合計画は位

置づけられているものであります。現在、第2次計画を進めているということでもあります。

一方で、ご指摘の南魚沼市公共施設等総合管理計画、これは平成29年3月に策定して、計画期間は2046年までの30年間となっています。これにつきましては厳しい財政事情が続く中、将来の人口減少などによって公共施設の利用需要が今後変化していくということが予想されることを踏まえて、長期的な視点で施設の更新、また統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的にして策定されています。この公共施設等総合管理計画は、総合計画とは位置づけが異なっているものの、全庁にまたがる重要なものでありまして、計画の推進に当たっては、当然のことながら総合計画を念頭に置きながら進めていかなければならないと考えています。それに加えて、この南魚沼市公共施設等総合管理計画策定の前提となっております、第2次財政計画、これを前提としてつくっているわけでもあります。これは平成28年9月に策定して、そこから10年間ということでもあります。この整合も考慮して、今後施設をどう管理し維持してくべきかを、市役所内においては各部署がそれぞれ考えて、また、市民の皆さんとの合意形成も含めて総合的な調整をしながら進めていくべきものと考えているところでもあります。

当市が将来にわたって持続して、また市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で、公共施設等総合管理計画が重要な計画であることは間違いありません。けれども、この計画を議員がご指摘のように最上位に位置づけるということにはならないと考えています。第2次総合計画の中間見直しに当たりまして進めるわけですが、計画の将来像の実現に向けて実施計画と財政計画との整合をはかる、そういう過程において公共施設のあり方を含めて調整することによって、この南魚沼市公共施設等総合管理計画の実効性を高めていきたいと考えています。

なお、この第2次南魚沼市総合計画については既に基本計画の見直しに向けた作業に着手をしています。今後は市民の皆さんへのアンケート調査の結果、それらの分析を行った上で、市役所としては庁内で各分野の課題を洗い出しまして、市民の皆さん、または有識者の皆さんからご意見などをいただきながら十分に検討を重ねてまいりたいと考えているところでもありますので、よろしくお願ひします。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

この南魚沼市公共施設等総合管理計画が最上位として、計画として、ふさわしいものかどうかと言われれば、市長の言うとおりのことです。ただし、合併して14年をずっと見てみますと、財政計画にも出ていましたけれども、要するに、維持補修の費用が、とにかく施設が老朽化をできてかなり傷んで補修をしなければならない。その金額もかなり増えてくるということで、平成18年度にはこれは11億円くらいだったのです。ところがこの平成30年度決算では16億円、相当増えてきている。この部分が、合併してから人口が七千、八千人減っているわけですが、その少ない人口がこれからどんどん減っていった中で、どうやってこの公共施設を維持しながらやっていくのかということをやはり一番に考えていく必要があ

ると、私はこれはずっと言ってきたのです。

この中間見直しのとときに庁舎内での聞き取りをまず始めたということでもありますけれども、庁舎内でいけば行政は継続でありますから、今まで継続してきた事業を打ち切るということは大変な勇気のいるものでありましようし、施設を使ったそういうような継続を打ち切るということは非常に勇気のいることなのです。ですけれども、この庁舎内の見直しに関してですけれども、そういう継続というのはまず一旦置いておいて、将来の人口等から考えてみたときにこの施設については、要は整理統合であります。そこも聖域なき考え方でやってもらいたいという姿勢を、職員に示したらどうか、そこをまずお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

先ほど申し上げた答弁のとおりですけれども、今ほどのご質問に答えるとするれば、聖域なきという言葉を使っているかどうかはちょっと別として、全て将来の人口減に合わせてものを考えていくということは、単にこの公共施設の問題だけではなくて、全てにおいてそういうふうな方向性を持ってやろうということでもあります。人口減が止められればいいのですけれども、これは止まりません。しかし、私の施策の一番のキャッチフレーズとしている、「帰ってこられる、住み続けられる」という意味は、人口減の問題と同じということではありません。

この人口減は避けられない状況であります。人口がどんどん増えていった中でつくられてきたものを今回スクラップ、また、いい意味で効率的なビルドをしていくのは当たり前のことでありますので、そういう視点で全部やろうということは庁内としては意識統一ができていますと思います。常にそういうことを申し上げております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

平成30年度決算等々で出てきますけれども、平成31年度の予算でもありますけれども、公共施設については、私にしては、ちまちま修繕をしながらやっているというふうにはしか見えないのです。ここら辺でやはりもう一步踏み込んで考えるということになると、市長が今言ったように聖域なしという考え方という、そういう表現ではやっていないけれども、将来の人口減少に対応して、思い切った考え方で職員の中でアイデアを募集するということではあると思うのです。あると思うのですけれども、やはり行政というのは継続が一番だということでもあります。この第2次総合計画も10年間で来年度で半分ということでもありますから、10年の半分しか終わっていないのに、その継続性というのはどうかということになると、これを企画した5年前でありましようか、そこへ立ち戻ってどうなのかということを考えるという必要性も出てくるのです。

出てくるのですけれども、何しろ時代のスピードが速いと言いますか、非常に大きく変わってきていると。市民ニーズについてもいろいろ変わってきているわけです。そこら辺をどういうふうに調整していくかということ是非常に難しいものであります。しかし私は財政計

画を出されたときにも第2次の財政計画、シミュレーションを見たときも、多少なりの見直しがこれから出てくるのだなというふうなところに期待をしてはいたのです。維持補修に係る公共施設、この整理統合ということについてはなかなか踏み込んだようなところの計画が出てこないということになると、またこのまま5年間いったとすると、その5年後にどういうことが起きるのかということを考えれば、私はやはり思い切った考え方が必要だというふうに思っているのです。

とにかく、総合管理計画というのは、全体の計画は出たけれども個別の計画はいまだに示されないのです。当初予算にあわせて、今年度はこうなのですというところが示されない。それは市民ニーズとあわせて調整をしながらやっていかなければならないという部分でありますけれども、市民の皆様も一体うちにある施設はどれだけあってどうなのかということがよくわからないでいるわけですから、そこら辺をはっきりお示しするということが私は大事かと思っています。

ですので、ここの部分は恐らく何年か議論を重ねても並行線をたどると思いますけれども、ただ1点、けさの新潟日報に、新潟県が1年間で、事業費百数十億円削減ということが出ました。あそこを見ても確かに財政調整基金の取り崩しが3年で枯渇をするということでせっぱ詰まっていますけれども、いろいろな数値を見れば南魚沼市は県に比べれば非常に厳しい状態であります。財政調整基金は確かに20数億円あるというところでそうなのかと思いますけれども、このままいろいろなものを継続でやっていっていいのかどうかということが非常に問題になるわけです。

ですので、この見直しについては恐らく2,500人を抽出したアンケートの中でも、削減していくべきですか、どうですかなどと聞けば、それはだめと言うのは多分当たり前です。ですけれども、人口1人当たりの面積はこうなのです、ここをこうしたいのです、というようなところをアンケートに盛り込んで、ああ、これだけ人口が減ってきてこれだけの施設があるのだから、これだけの施設はそろそろまとめていってもいいのだなということを市民の皆様にお伝えする非常にいいチャンスですよ、このアンケートというのは。ですので、このアンケートについて、どんな項目が入っているのかわかりませんが、そういったところを含めて市のほうの今の現状はこうです、これだけ減らしたいのですと。それについてはどうですかというふうなところまでの意見を盛り込んだアンケートにするのかどうか、そこをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

アンケートの内容については担当の部課長のほうから話をしてもらいますが、総体的なところで話をしますと、議員と考えはほとんど同じだと思います。ただ、なかなか管理計画のとおりうまく進むかと言うと、なかなかそうはいかないところが多いかと思います。事象的に学校の児童が減ってくる。30年の計画ですけれども、例えば学校がそういうときに当たってやはり出現してくるという事案も出てまいります。やはり一番は、総論は皆賛成なのです。

例えば、ごみ処理場もそうです。学校の統廃合もきっとそうでしょう。今、皆さんに問いかければ、そういう時代だからそれは仕方ないと言うかもしれませんが、個別具体的に自分のところに降りかかった場合には、大体は総論賛成、各論反対です。

なので、我々の立場とか、これは庁内で考えるととってもなかなか難しい。私はそこにやはり政治姿勢というものがあるのだと思います。そういうことも含めて、常にそういうことを見直さなければならないかどうかということは、市長職としては常に考えていることであって、こういうことを時代に合わせながら、どういうふうに皆さんにお示ししていけるかということでもあります。

しかし、総論は皆さんが賛成だけれども、個々ではなかなか使っている施設がなくなるのは困るとか、さまざまなことがあります。これらを勇気を持ってやれるかどうか、それが今、これから市政に携わる者——議員さんも含めてです。市長も含めてそういう批判にいかにか耐えながら本当のことを話して、本当の道筋を立てていくかということが、前にはなかった大きなテーマではないかと私は思っています。

つくるだけの時代はそれでよかった。しかし、縮めることは大変な痛みを伴うということでもありますので、その辺のことを勘案しながらやらなければならないと思います。ただ、アンケートとかでそういういいチャンスで、皆さんに示していくことは大事だと思います。除雪の問題もそうでした。みんなわかっています。しかし、自分のところは排除しないでくれということになるわけです。こういうことも含めてだと思っています。あとは担当部課長のほうから答えさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

アンケートについてお答えいたします。アンケートは既に実施しておりまして、2,500人に無作為で郵送させていただきました。今のところ1,200人くらいから回答を得ているところでございます。内容につきましては、今、議員がおっしゃったような公共施設に特化したものではなくて、これまでの4年間の総合計画で進めてきた内容についてどのように感じられているか。満足度をどの程度持っていらっしゃるか。また、今の政策の中で足りないものが何かというようなところをお聞きする調査でございます。

33項目にわたっている詳細な調査でございますので、それだけでかなり内容が濃くなっておりまして、これ以上殊さら、今おっしゃったような公共施設のことを詳しく書いてご理解をいただいた上で回答するということになると、設問項目がすごく長くなってしまうということで、かなり絞り込んだ内容の調査とさせていただきます。そのため、公共施設のことを詳しく盛り込んで、これからのあり方を市民の方に調査するというような内容は含まれておりません。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 第2次南魚沼市総合計画の中間見直しについて

企画政策課長が言ったとおりであるとすれば、私は絶好の機会を逃したというふうに思っ

ています。このまま継続をして5年間、第2次総合計画が実施されていって、第3次となったときに、その機会を見て、またやらなければならないかというふうに思っています。何せ、ことしの決算で16億円と言われている維持補修費、私は南魚沼市は10億円くらいが限度だと思っているのです。6億円減らすにはどうするか。30から60くらいの施設の統廃合を一気にやらないと、なかなかそこまでは進まないというふうに思っているのです。1つの施設をつくってしまえば50年はそれを維持補修しなければならないですから、大変な金額がかかってくるのだというところが、なかなか一般の方には理解していただけない部分もあるから、今回はいい機会であったのです。しかし、そういうことであったとすれば、これはいた仕方がないので、来年度になりますけれども、中間見直しというところについての内容を見て、また質問をさせていただきますので、この質問はこれで終わります。

2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

2番目の質問に移ります。若者の移住・定住策の成果と問題点についてです。

若者が住み続けられるまちづくりを公約に掲げた林市政であると。今定例会の所信表明資料に、「雪ふるまち」というウインタースポーツ情報関連誌の事業や、田舎ライフ塾というセミナーや現地交流会、来年度高校卒業予定の求職者への高校生応募前企業説明会、その場でのアンケート調査、市内企業の人材確保とUターン促進のための採用戦略会議などが催されたとあります。

また、平成30年度事業報告では若者定住促進冊子「L I F E i n」、地方移住専門誌「T U R N S」への掲載と南魚沼版TURNSの発行。各種の交流会とセミナー、現地体験とイベント、空き家情報の発信、U・Iターン促進住宅支援事業などが実施されたとあります。しかし、南魚沼市の移住・定住策が、若者の間で話題にはなっているのであろうか、はっきりはしません。話題になっているかどうかということも。こういう事業に刺激を受けての移住者が実際に来たのかもはっきりはしない。人口減少や労働人口減少対策の事業には結果が求められる。そこで若者移住・定住策の平成30年度事業での成果と問題点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

それでは、寺口議員の2つ目の若者の移住・定住策の平成30年度事業での成果と問題点であります。成果ということではありますが、当市の転入者への窓口アンケートを踏まえた平成30年度の移住者推計値というのがあります。これは134世帯、164人の移住がありまして、164人のうち91人に当たる55%、半分以上が30歳以下になります。移住者数の算出については全国的に統一された算出方法がないのです。これがちょっとあるのですね。県では独自に新潟県移住者把握調査というのをやっています、これは年度とか他県の比較検討はなかなか難しいのが現状なのですけれども、新潟県のこの把握調査においては平成30年度の新潟県全体の移住者数というのは、前年度マイナス16%程度なのです。当市では前年度比でプラス5%程度。逆なのです。この辺をどう見るかということがあるかと思えます。ここでも何

度も繰り返しているのですけれども、これをやったからこう来た、ということがなかなか出ないというのがあります。成果という話を殊さらにされるのですけれども、ではどうやって出すのかというのが、はっきり言って本当に難しいところです。

現在、東京への一極集中が全国的に依然として進むという中で、全国の地方都市がこれらもうしゃにむに移住・定住の施策を行っているのです。その中で南魚沼市がいかにアピールできるかが非常に重要だと考えて我々はやっています。定住していただくためには、当然ですけれども生活が維持できるということ。そして住まい、働くところの確保が欠かせません。移住だけでなく定住、これはUターンも含めてでありますけれども。

これまでこれらの課題に対応する1つの方策として、南魚沼市まちづくり推進機構や各種団体などと連携して事業を実施してきているところでもあります。まちづくり推進機構ではちょっと歩み出しで、いろいろなことがございました。これは大変申しわけなく思っていますが、これらを今、実行力を高める体制に再構築をして、今年度、進めているところです。

具体的な事業としては、移住を検討している方々からの声として非常に情報提供の要望が多いのが、すなわち具体的な求人、そして地元企業が欲する人材のマッチングの問題。そして、市内の不動産業者と連携をして住まいの情報の発信、提供、それから、雪の魅力を踏まえた暮らし方の提案、こういったところに非常に興味があるということが、我々がいろいろな事業をやることによってわかってきて、特に3番目のところはそうなのです。これらについての取り組みを今、市内の企業と協働して進めている。私としてはいろいろな方法の成果が出始めていると考えているところでもあります。

ご質問の、議員は若者の間で話題になっているかどうかははっきりしない。これは見方によっては、いろいろなチャンネルから見れば、それはそのとおりだと思います。全員が非常に話題になっているなどというふうにされる事業というのはあるのかどうかということ、私は逆に聞きたいくらいですけれども、あつたらそういうことをしますが、なかなかそんな簡単な問題ではありません。「L I F E i n」の雑誌は地元でなかなか見ないという人もいますが、当たり前なのです。我々と違うところに行って、これをまいているわけですから当然なのですけれども、または「L I F E i n P A R T Y」の開催。これは現地でやったりしています。こういう参加者の皆さん、そして興味がある皆さんの中からは、南魚沼市は非常に面白いことに取り組んでいると。こういう取り組みを継続してほしいという声もやはり上がっていることも事実です。そういったところに行って直接お話を聞くということはあまりないかもしれません。私もそう多くはありませんが、そういう声を聞くと非常にうれしく思いますし、こういう声が多くなってきているというのが今あって、よい動きになってきているのではないかと私は感じているところでもあります。

ウインタースポーツを通じて雪のある暮らしに魅力を感じて移住を検討する方々、この方もやはりおりまして、はっきり言えば、これは今、始まったことではないです。これは当地においては数十年前から始まっていることです。そういう結婚もいっぱいあったわけです。この地で見初め合って、そういう事例がいっぱいあります。ただ、今も若者たちにはそうい

う嗜好があるということでもありますので、そこを見落としはならないと思います。

当市での暮らしぶり、雪も含めて大変ですけれども——でも雪が好きな人たちですね。これらへのイメージできる取り組みを強化するということは、これは市の単独で開催する移住セミナーに非常に多くの方々からの参加が、今の傾向として増えてきています。今後は現地ツアーに対する、例えば交通費の助成、いろいろな賛否があるかもしれませんが、こういったこと。そして、当市を訪れる、それぞれ移住やそういうことを含めた検討をしていただく方々の人数を増やしていくこと。そこからの伝播性、こういったことを期待したいと思っております。

雪資源利用活用の事業も、決して暑さ対策に持って行って、そういうことだけではないのです。当初からの狙いの1つは、こういう移住・定住の問題にも絡むだろうという思いもしながらやっているわけでありまして、現在、首都圏在住で当市にゆかりのある大学生、多くはこの出身者です。その方々が雪のさまざまなイベント——ことしの夏も大変多くやりました——これらにスタッフとしての参加を我々が呼びかけているところ、延べで40人以上の学生の方々がこれに参加をしてきてくれているのです。こういったことは今までなかったわけです。これらも大変うれしいことでもありますし、その参加した学生たちのスタッフからは、南魚沼市の取り組みに誇りを感じているという声も上がっているのです。これは本当に上がっております。私も市長、聞いてくれという話を伺いました。

また、市内の高校、それから中学校からも生徒に雪資源利活用の取り組みを説明してほしいという声も、今、寄せられ始めておりまして、ふるさとへの愛着、そして誇りを深めてもらえるような事業となるように現在、協議を進めているところであります。こういうところにも成果と言える部分が出てきているのではないかと私は考えております。いずれにしましても、さまざまなことをチャレンジしながら、その中で成果を求めていく。一朝一夕に成果が上がるとも思っていないませんが、しかし、南魚沼市は前に向かって進んでいると私は確信しております。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

成果と課題ということでもありますけれども、成果は縷々と述べていただきましたが、課題については、恐らく今言っているセミナーであったところの参加者から実際にこの移住を考えるというところ。「移住を考える」から「移住をしてくる」、そこまでの数値をどれだけつなげていくかということが課題ということになると思うのですけれども、ちょっとそこら辺の課題についての答弁があまりなかったのです。そこら辺が実際のところ、私が今言ったとおりののか。もっとつけ足して、課題としてこういうのがあるのだ、というのがあったら、まず、そこから答弁願います。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

課題はいっぱいあると思うのです。事業を展開すれば必ず反省がいっぱい出てまいります。

それらの一つ一つが課題に通じるものだと思っていて、何度もここでこの話をするとまた叱られるかもしれないけれども、歩きながら、そして活動を進めながら、その地歩の中で課題を見つけていくということがいいのではないのでしょうか。座して待っていて課題は見つからないと私は感じます。

そして、さきの、全国の発表で新潟県が、移住・定住の先として全国的には第5位です。この中で特にうれしいのは、20代、または30代の皆さんを見ると新潟県は全国で移住の先として魅力のある県の2位です。先ほど言った、県全体としては移住率が低いにもかかわらず、この県の中の評価の中で当市がプラスに転じているということを、やはり成果、そしてその中でさらに歩みをとめずにやっていくということが、大きな課題ではないかと私は思います。いろいろな課題は、やり方はいっぱいあると思っています。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

成果のところですが、要するに移住者をどういうふうに出すかと、見るかというところでありますが、この線引きの部分であります。1つの指標として、市が本当に集中して取り組んできた田舎ライフ塾、それからお試し居住、この2つの施策で、では何人の方がうちに実際に移住をしたのかということが、やはり成果として一番わかりやすいものだと思います。今までやってきた事業の継続の中でいろいろとやられているのだけでも、やはり市が目玉としてやってきたのは、田舎ライフ塾であるし、お試し居住なのです。先ほど164名の方、若者30歳以下が91人と出ましたが、ここで実際に何人の方が本当にその田舎ライフ塾と、それからお試し居住という中で来たのかということが成果として聞きたい部分です。この辺は数字が出ていればそれは確かにそうなのだという数字が出てくると思うのですが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

これは担当の部課長に答えてもらいますが、その2つだけかと言われると、そうではなくて、さまざまやっていますので、全体からものを考えなければいけないのではないかと思います。いずれにしても答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

平成30年度の各人数につきましては、主要事業の成果の報告ということで歳出歳入決算資料の9ページと10ページのほうには記載させていただいておりますので、よろしくお願いしますと存じます。

田舎ライフ塾の関係でございます。まず、平成30年度は2回行って、40名でございます。こちらのほうは首都圏でのセミナーという状況となっております。

暮らし体験住宅の関係は、延べ48名程度でございましたが、具体的に暮らし体験というふうな形の事案でいうと32名というふうな形で、こちらのほうも先ほど申しあげました資料の

ほうには記載をさせていただいております。

移住の人数がそのうち幾らあったのかというふうなご質問でございますが、このほかにも首都圏セミナーと申しますのは、田舎ライフ塾だけではなくて、移住コンシェルジュの事業等でも行ってございます。延べで 146 人程度の首都圏セミナーがございまして、現地にお見えになっていただいて、体験住宅だけではなくて、やはり地域の状況を見ていただくというふうな形の研修、交流会も行ってございます。こちらのほうは延べ 211 名の方がございます。そういう方の中にその 164 名という形の方がいると思うのですが、なかなか統計的にこの方がいる、何人いるというふうな形での統計は取ってございませんので、大変申しわけございませんが、人数については差し控えさせていただきます。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

そこが最も大事なのです。ことしでわずか 4 年目ですかね。地方創生交付金を使って始めた部分ですけれども、でありながら、参加者は確かに成果がずっと出ているのです。その中から実際に移住はどうかと言ったときに、1 人でも 2 人でも出たということが一番知りたいのです。その数値は取っていないということになると非常に残念です。これ以上どうしようもない部分ですから。

課題について、いろいろ課題はあるということでありましたけれども、一番の課題は今言ったようなところではないか、私はよく考えてみるとそうかと。いろいろなイベント、セミナーを打つのです。参加者もいるのです。ですけれども、そこが実際移住先としてどうなのかといったときになると、なかなかそこまでは結びついていない。

それではどうするのかということになると、私の知り合いにも湯沢町からですが、旦那さんは関東の人でしたけれども、こちらへ来られたと。結局、その友達がここはいいよと言ってくれたおかげで来たと。友達のロコミなのですね、ロコミ。ロコミで友達が何て言っているかと思ったら、雪は降るけれども楽しそうだよと言うだけなのです。それだけで来てくれる。実際に住んでいますから、今、商売もなさっていますので。そういった人たちの話を聞いてみると、お金をかけてセミナー、イベントをやるのも結構ですけれども、ロコミで増やしていく人たちをどうするのかということで、先ほど市長が 1 回目に言ったようなことを、多分取り組み始めたのだと思うのですけれども、そうやって市が移住・定住策として打ち出したものではないもので来ている人たちが、圧倒的に多いと私は思うのです。

彼らはどうしてそういうふうになったのかと考えて聞いてみれば、それを深くは考えていないという人が多いのです。ただ、楽しそうだと。おもしろそうだとということで来ていただいているわけですから。では、そこを輪として広げていく施策につなげていくにはどうするのかといったときに、この「雪ふるまち」ですか、非常に楽しそうな情報誌です。こういったものは長い目で見れば効果はあるのだけれども、今言ったように田舎ライフ塾とか首都圏セミナーとかお試し居住とかではないところで実際に来てくれた方たちがそういうところを見ているとなれば、そこに今度は集中して予算を投入していくべきだというふうに私は思っ

ているのです。

ですので、これは5か年の計画ですずっとやっている話ですから、田舎ライフ塾とかお試し居住とかは、来年度も実行しなければならないのです。ですけれども、思い切ってその考えを変えていくということは大事かと思っているのです。要するに友達のロコミで出てくる、やってくる人たちにどうやってそこに、何か楽しそうだな、おもしろそうだなと来てみたけれども、何か家を直すのもちょっとお金も出るし、開業しよう、何か店をやろうかと思うと出るし、いいところがあるなというようなところが、内々につながっていくという、そういうところですよ。

観光事業でいけば有名なブロガーがつぶやいたと。それで一気に観光客が来るのと同じようなものです。そういったところにもっとお金を投入してやってあげると、本当に移住者のほうの成果が出るのではないかというふうに思っていますけれども、そこら辺の動きは今やっているのも十分だということなのかどうか。いや、そこは評価していったほうが良いなと思っているのか、ちょっとそこら辺をお聞かせ願いたいと。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

今の質問をじっくりよく聞かせてもらったのですが、全部理解できたかどうか私はわからなくて申しわけないのですけれども、ちょっと的が絞り切れていないのではないかと思っているのですが、逆にそのように難しい問題だと思っているのです。答弁の中で言っていますが、なので今までやってきた事業、それが何人本当に来たかということは数字がなかなかつかみにくい。ただ、そういうことだけを前提に話ばかりしていると、ロコミで来たかとかそういうことだって、出ないのではないですか。だから、非常にわかりにくいのです。

だけれども、この地域が受け皿として、やはりみんなが、我々も含めて皆が、雪を例えば排除するだけの考えではなくて、雪も楽しみの一つであるというくらい強い思いを持ちながら、誇りを持ってやらないと、ロコミすら起きません。そういうことが例えば楽しい生活をそこに見出そうとしても出ない。我々がまずはここを肯定してかかるということなので、そういうことでちょっと全然答えになっていないかもしれませんが、なかなかかくも難しい問題なのだと私は思います。

なので、いろいろなことをやっていく事業の中で、気づきがいっぱいあって、その中でこういったことにも取り組んでみようということを進めていくことが、やっていないところと我々と必ず差が出てくると私は思います。そういうことを含めてやろうと思っていますので、ちょっと答えにならないと思いますが、議員も多分お話をしながら難しい問題だと思ってしゃべっていると思いますが、私もそうです。なので、ここら辺はやってきたこと、それを踏まえながら、またそれに上乘せして、反省も含めながら課題も見つけて取り組んでいくということ以外ないのではないかと私は思っていますが、多分担当も答えにくいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

先ほどの総合計画のほうのKPIは出ましたけれども、地方創生交付金を使った地方再生計画もほぼ同じなのです。何人の人を集めてセミナーをやるとか、お試し居住何人とかというところなのです。ですけれども、それを実際に移住した人たち何人かということにつなげていくについては、市長が言うように非常に難しいのです。雪などについても、雪国大変ですね、というふうに言われたときに、私は、雪は100日ですけれども、雪仕事で大変なのはたった2日くらいですよ、と言って歩いているのです。そういったところが、どなたかがまたそれを聞いてブログに載ってくれれば、何だ、たった2日くらいなのという話になるような、というところなのです。

そこで、観光事業でいうところの有名なブロガーではないですけれども、そういった人たちに対して、やはりアクションをして、若干なりとも予算を付けてやるとかという、そういうふうな動きをしていくということが、私は大きな輪になっていくのではないかというふうに思っているのです。どこがどうなのかということで移住者が来ているとすると、毎年入れかわりがありますよね、転入者がいれば転出者もいますから。転入者のほうを移住者と見れば移住者なのでしょうけれども、そうではない考え方をしていくと。そこにはどうするかというと、要するに有名なブロガーと言われるような人たちのところにもう少しアクションをしてやっていければというふうには思っているのです。

それが私は問題点ではないかと思っていますけれども、なかなかそこまで、多分、市長の頭の中でも難しい問題、さてどうしたかなと考えていると思いますけれども、有名なブロガーといえますか、それをつくり出すとか、あるいは今までいる方とかでもいいのですけれども、そこら辺を活用していこうかという考えが、今までもあったと言えればそれなのでしょうけれども、おありなのかどうか、ちょっとそこだけ伺います。

○議長 市長。

○市長 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

ブロガーだけではなくて、いろいろな影響力がある人という意味のインフルエンサー、いろいろあると思います。ただ、私がここでそれをやりますということではできませんが、そういうことも手段の1つだとは当然思います。自分もブロガーではありませんが、発信力を持った市長になろうと思って日々やっています。

それをみんなが本気になって捉えたらどうだろうか。例えば庁内でも全ての課が広報官だと思ってそれぞれの部署で頑張ろうという話を、今、始めているのです。2年前と比べていただければ、飛躍的に市からの発信力は増えていると思います。見ている方はわかると思います。こういったことも含めてやらなければならない。発信が大事であることは間違いない。

ただ、雑誌とかいろいろなイベント、雪の利活用もそうですけれども、これらの報道の急激な取り上げられ方とかも、全てブロガーとかそういう意識にもつながっていくのではないかと思います。ブロガーを取り入れられるかどうかは、ちょっと担当のほうもそこまでまだぱっとは答えられないと思いますので、ただご意見として伺っておきたいと思います。非常

にいいことだと思います。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 若者の移住・定住策の成果と問題点について

この移住者、それに百何十人来たというふうな報告を受けるわけですが、この報告の中で来年度になると思いますが、田舎ライフ塾でやって何人だった、お試し居何人だというふうな数字を報告していただけるものだとすることを期待して、この問題を終わります。

3 がん検診の受診率について

3 番目の質問のほうに移ります。がん検診の受診率についてであります。所信表明では6月1日に選任された医療政策特別顧問を交えたワーキンググループ会議が報告をされている。また、9月補正予算で地域医療政策検討委員会を設けることが提案された。これは補正予算を通ったわけでありましてけれども、医師確保、看護師確保のみならず、医療政策全般にわたる議論が行われることを期待しております。

全国的な傾向として、がんが死亡原因の1位を占める状態が続いている。その発症箇所も多種化している。がん対策の第一歩は早期発見とずっと言われてきている。がん検診の未受診者への受診勧奨や検診を受診しやすい環境の構築の強化もずっと叫ばれている。平成30年度の事業報告にがん検診受診率が報告されている。特に女性対象のがん検診を見ると、子宮頸がんは対象者数1万2,573人の19.0%、乳がんは対象者数9,718人の24.5%である。受診対象年齢に差があり、子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上である。乳がんの対象年齢が高く設定してあることや受診間隔が——2年に1回であります——長いことを危惧しております。

乳がんの罹患率は2008年の統計では10万人当たり67.1人で、女性のがん罹患率第1位でありました。2位の大腸がんが35.9人であるから、かなり高いことがわかります。2010年以降、30歳から39歳の罹患率は上昇傾向にあり、年齢別統計でも30歳から34歳から急上昇するというデータが出ている。一方、死亡率は2015年の統計では女性がん死亡者15万838人のうち1万3,584人と出ているわけでありまして。

今では血液検査や唾液検査でがんがわかる時代であります。特に唾液による検査は手軽にでき、生命保険会社も参考にするなど精度が高くなっている。新潟県は平成30年から35年までの第7次地域医療計画でがんの医療連携体制を示しました。がん検診は検診機関で行うことが示されています。受診対象者年齢を引き下げたり、受診間隔を短くするためには、手軽に検査ができる体制づくりも必要である。

そこで、平成30年度の事業報告を見て、乳がん検診の受診率アップと若い世代への受診枠拡大をどう考えるのか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 がん検診の受診率について

それでは、寺口議員のこの乳がん検診の受診率アップ、若い世代の受診の拡大の問題であります。今、皇后陛下も……（「上皇」と叫ぶ者あり）

失礼しました。もとい。ちょっと心配ですが。私も母も含めて、個人情報になるかもしれませんが、身内で乳がんが多くて、これは本当に人ごととは思えません。

当市では乳がん検診の受診率を上げるために、乳幼児健診カレンダーの配布のときとか、あとは乳幼児健診の会場に健診申込書を置くということ、また、住民健診の申し込み期間以外でも受診ができるようにしておまして、市のウェブサイトとかからの申し込みでも可能としています。また、乳がん検診を申し込んだものの受診をされていないという場合もあるのです。この場合には受診を勧める勧奨のはがきを送り、受診率アップに努めているというのが現状です。

若い世代への受診枠の拡大ということについては、厚生労働省、国のほうが乳がん検診の対象年齢は40歳以上、検診の間隔は2年に1度が適切という指針を出しています。当市も同様の基準で取り組んでおります。これは、決して間隔があき過ぎているとか、年齢が高過ぎるということだけではなくて、医学的根拠に基づいているという説明があります。若い世代のエクス線による人体への影響も考慮して示された基準というふうに伺っています。なので、危惧だけではなくて、そういう視点もあるのだということでもちょっとご理解もいただきたい。

今、30歳代の女性については、乳がん検診の対象にはならないという状況ですが、30歳代後半では罹患率が上昇傾向にあるということも踏まえまして、国の指針でも、自己触診、自分で、おっぱいを触って発見する、例のやり方ですけれども、この重要性ですね。それから、異常がある場合の専門医療機関への早期受診等を指導することとしています。現在、乳がん検診はマンモグラフィーで行っていますけれども、40歳未満の若い世代は超音波検査、エコー検査ですけれども、これで行って、マンモグラフィーとエコー検査の併用が効果的というふうに言われております。

現状、当市の場合ですが、このマンモグラフィーと超音波検査、エコー検査を実施する設備のある健診機関が非常に少ないという問題があります。よって、現状では健診機関の受け入れ体制がなかなか整っていないことが事実。そして、検査技師の養成がなかなか進んでいないという、マンパワー的なものも含めてあります。このことから乳がん検診の受診率を若い世代へ今すぐに拡大していくということは、現状ではなかなか難しいということも答弁とさせていただきますと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 がん検診の受診率について

全体的な流れは、市長答弁のとおりなのです。最近はその血液検査をやったり、唾液検査というところで、手軽にできるということが非常に魅力だというふうに思っているのです。全国の自治体の中でこれを保険適用でやっているところはほぼないのですけれども、ただ、大手の生命保険会社が精度が高いということで認知をして、保険に入る場合の参考資料にするということもありましたので、これはなかなかいい手だなというふうに思っているのです。

ただ、全国に先駆けてうちの市ができるかどうかわからないにしても、全国的に、近くに

いましたけれども若いママが、子供を残して逝ってしまうと。その原因の1つに乳がんだということを知られたりもして、ああそういうところは男としてなかなかわからなかったなというところの反省を込めて、今回質問をさせていただいているのですけれども。2年に1回ということで高齢の方からも言われましたけれども、何しろ間隔が長いと心配でもあるし、若い人もわかったという時点だと若いのでやはり進行も速いということを言われたので、とにかく機関に行って受診をするということは、今は建て前なのです。だけれどもそうではない部分を、とにかく早めに導入して少しでも早く水際で早期に発見をするという体制もつくっていかねばならないというふうに思っているのです。市長答弁のとおりですけれども、市が全国に先駆けてそれをやるかどうかというところまでは、なかなか踏み込んで言えない部分もありますが、やはり来年度に向けて担当課でも検討してもらいたいと思っていますので、検討する余地があるのかどうかというところをちょっと伺ってみます。

○議 長 市長。

○市 長 3 がん検診の受診率について

議員がお話しされているように血液や唾液の検査で、簡素な形でそういうふうに検査ができて結果が出るということになればいいのでしょうかけれども、ちょっとなかなかその辺が私はわかり得ないところもあります。はたまた全国でなかなかまだ取り組まれていない理由というのも何にあるのかということも含めて、金額だけなのか、それとも——ある保険会社さんはそれを採用しているかもしれませんが、全体的な一般論にはなっていないのか。ちょっとわかりませんので、これはちょっとそういうことができるのであれば取り組んでいくという方向を、やれないということではなくて、模索をしていくということはこれは十分考えなければいけないと思いますが、これについてはちょっと担当のほうから、今現在の見解の話をさせます。よろしくをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 がん検診の受診率について

議員のおっしゃいました唾液、血液の部分の検査が、どのがんのところに効果的であるとか、そういった部分について、申しわけありませんが、私どものほうははっきりと把握しておらない部分があります。そういった部分の調査は必要かと思いますが、やはり私どもが検診として行っていくがん検診の部分につきましては、厚生労働省等が出す指針というものをまずはしっかり実施できるような体制を組んでいきたいと思っていますので、現時点でその部分は調査を行う程度のお話とさせていただきたいと思っています。

○議 長 15 場・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 がん検診の受診率について

ぜひとも国に働きかけ、県も一緒になってやっていくということが大事かと思っていますが、この辺は動きを見させてもらいますので終わります。

4 教員の働き方改革対策について

最後、4 番目、教員の働き方改革についてであります。まず、7 月 23 日に発生した痛まし

い事故。これはただただ、本当にご冥福を祈るばかりであります。そして、国の交付金事業である小中学校エアコン設置は完了し、7月から運転を開始しています。塩沢中学校ではエアコン稼働前に生徒による室外機破損という残念な事態が起きたが、3年生の大切な夏場の時期にエアコンが使えないという事態は避けられ一安心であります。学校現場では厳格な対応が行われたものと考えております。

教員の長時間労働の文部科学省調査では、2016年に週単位の時間数を小学校 57.25 時間、中学校 63.18 時間と数値を報告している。その中でも学習指導は週 40.8 時間、内訳は授業 40%、授業準備 30%、採点評価 30%と出ている。文部科学省は長時間労働の3大要因を上げています。若手教員の増加、総授業時間数の増加、そして、中学の部活動の増加であります。南魚沼市では今年度から中学の部活動指導員制度を設けた。暑い夏休みが終わり、4月から導入した部活指導員の活動も定着したころであり、教職員の働き方改革として導入された部活指導員であるが、教員の時間外労働や休日労働短縮にどのような効果を発揮されたのかが気になるところであります。そこで、中学校の部活指導員導入で教職員の時間外労働、休日労働は改善されたのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 教員の働き方改革対策について

寺口議員のこの4番目の質問につきましては、教育長のほうに答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 4 教員の働き方改革対策について

それでは答弁させていただきます。今年度から中学校に部活指導員を8名採用して教師の負担軽減を図っております。部活動指導員の実績の調査の結果、顧問の活動時間数が減少はしております。負担軽減に効果があったものと考えております。来年度以降は6名増の14名の部活指導員の配置を考えております。市スポーツ協会には指導員の資質向上と指導員の確保についてお願いをしているところであります。以上で答弁を終わります。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 教員の働き方改革対策について

簡潔明瞭な答弁で感銘をいたしました。この時間外労働と休日労働については、実際に何時間、あるいは何分というような報告があれば最高であったわけでありませうけれども、まずそこまでの数値のほうは、多分把握をしていないのではないかと思いますけれども、していればその部分をお聞かせ願いたい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 4 教員の働き方改革対策について

把握をしております。答弁を短くという思いで短くさせていただきました。

6月の1週間の調査の中であります。顧問の活動時間数が1週間当たり3時間以上減少した部活が2つ、2時間減少した部活が1つ、1時間減少した部活が1つということで、6

月のある1週間を取ってでの実績でありますから、トータルするともっと実績があるものというふうに判断しております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 教員の働き方改革対策について

わかりました。この部分については、部活指導員のほかに今度は本当の先生の授業ということについては課題となると思いますけれども、これは令和2年度予算編成方針でまたお伺いしたいと思いますので、この4番目の質問も終わります。

以上で一般質問を終わります。

○議 長 以上で寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位2番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様ありがとうございます。心配されました台風15号も南魚沼市には影響がなかったようであります。南魚沼産コシヒカリも黄金色に色づきまして、間もなく収穫適期を迎えようとしています。出穂以降、高温傾向が続き、収穫目安の積算温度の950度も近いように感じております。高品質の南魚沼産コシヒカリになることを期待しております。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は大項目で2点を質問いたします。

1 傷病者の円滑な救急搬送について

大項目1点目は、傷病者の円滑な救急搬送についてであります。ちょうど9月9日、きょうは救急の日です。救急の日は9と9の語呂合わせから救急医療関係者の意識の高揚を図るとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として昭和57年に厚生労働省によって決められました。平成29年消防白書、総務省消防庁によりますと、平成29年に救急車により搬送された人は573万6,086人で、このうち死亡、重症、中傷等の傷病者——負傷したり病気にかかったりした人の割合は全体の約51.4%です。一方、軽傷の負傷者及びその他、医師の診断等がないもの等の割合は48.6%となっております。

最近では軽い症状の場合に救急車を呼んだり、中には救急車をタクシーがわりに呼んだりすることが問題にもなっております。南魚沼市消防管内では平成30年消防白書によると、救急車による管内医療機関への搬送は3,188人、1日平均8.7人が搬送されています。救急車を要請する側は、いち早く救急車が到着して傷病者を少しでも早く医療機関へ搬送していただきたいと思っております。

しかし、到着から受け入れ側の医療機関の選定と調整に比較的時間を要している場合があります。要因には消防だけでなく医療機関のさまざまな課題があると思っておりますが、大項目1点の中で1から3を質問させていただきます。

(1) 覚知——消防機関が通報を認知したということでありまして——から、病院到着までの時間短縮に向けた消防署と医療機関の取り組み状況と今後の考え方について伺います。

2点目、情報通信技術、ICTの活用で成果を上げているところもあります。4年前、総務文教委員会で横須賀市の消防局の救急医療支援システムについて調査をしてきました。救

急車にカメラを設置して医療機関に位置情報と傷病者の状況をリアルタイムで伝達しながら、指示を受け、正確、迅速な救急措置と搬送時間の短縮に効果を上げています。南魚沼市は広範囲で山間地も多い中で救急搬送の時間短縮には効果があると考えますが、情報技術、ICTの活用を今後どのように考えているのか伺います。

もう一点、3点目、救急情報シート、キットは、皆さんご存じない方もいるかも知りませんので、少し説明をさせていただきます。ひとり暮らしの高齢者などが自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際、必要となるかかりつけ医療機関、持病、服薬など医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立っているものです。他市では「命のボトル」とも呼んでいるところもあります。

持病や服薬などの医療情報を確認することで適切で迅速な処置を行うことができ、また救急連絡先の把握により、救急情報シートにない情報の収集や親族などからの早い協力が得られます。現在はひとり暮らし、または世帯員が全て65歳以上の家庭、日中に1人または65歳以上の者だけが在宅となる人で、認知症を発症している、または心臓疾患や脳血管障害の症状があるなど、その他市長が特に認めた場合の方を対象としています。

救急情報シート、救急医療情報キットを市内で推奨し、配布の対象者を拡大することにより、素早い救急措置と搬送につながると考えます。

以上、大項目1の3点を壇上より質問いたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

清塚議員からのご質問であります、この傷病者の円滑な救急搬送について、もし必要であれば私のほうで答える部分が出るかもしれませんが、これは詳細に至っておりますので、消防長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

消防機関と医療機関の時間短縮の改善に向けた取り組みというご質問でございますが、現在、管内の医療機関と受け入れについての特別な取り組みは行っておりません。医療機関とは魚沼圏域救急医療連絡協議会という会議がございまして、その際に南魚沼圏域での救急医療に関する諸課題について検討するということになっておりますが、過去においては救急搬送についての詳しい取り組み、改善についての議題というのにはございませんでした。

現在、管内の主要な医療機関において救急救命士の病院実習、それから研修会というのが頻繁に行われておまして、医療従事者とともにそういった研修会を開催し、お互い顔の見える関係、そういったものを構築しながら日々の円滑な救急活動を行っているところでございます。

平成29年の覚知から医療機関までの平均収容時間は44.8分であり、県平均と比べて1.2分ほど長くなっております。県内19消防本部がありますが、その中で見てみますと9番目の

ちょっと遅い時間でございます。この原因としまして、覚知から現場へ到着するまでの時間が県平均より 1.1 分ほど遅くなっておりまして、それが病院への収容がちょっと遅れる原因にもなっております。

医療機関への問い合わせですけれども、統計をちょっと見てみましたところ、複数回問い合わせるケースもございますが、全体の約 85%程度は 1 回の問い合わせで収容していただいております。医療機関との調整にかなり時間を要しているというような状況ではございませんでした。現在の救急活動は医師の指示のもとに、救急救命士が現場に必要な処置をしながら病院へ運ぶという活動をしておりまして、今後もそういった救急隊員の応急手当ての質というものを非常に大事にした中で、現場活動も時間短縮を図りながら活動を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 傷病者の円滑な救急搬送について

2 番目、3 番目は……

○議 長 済みません、申しわけない。消防長、2 番、3 番を含めて答弁願います。消防長。

○消 防 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

それでは 2 番目の ICT を活用した救急活動について答弁させていただきます。

現在、魚沼、南魚沼の救急隊ではうおぬま米ねっとと呼ばれるタブレット、これを使用した中で登録されている方の必要な情報を取り出して、救急活動のほうへ活用させていただいております。このタブレットでございますが、魚沼基幹病院へ心電図の電送、写真で撮った心電図の情報や現場の状況を画像として病院のほうへ提供して、そして病院にいる先生から現場の状況、傷病者の状況を把握してもらって、治療の判断材料として活用しているところでございます。また、医療情報の収集ということでこのタブレットを利用した中で、医療機関のベッドの空き状況、そういったことも確認することができます。

現在のシステムは横須賀市のシステムには及びません。リアルタイムでの動画の撮影についてはまだ対応できない状況でございますが、取り組みとしてはほぼ同様な対応をとっております。このうおぬま米ねっとの利用、それから市民の方から積極的に登録をしていただくことで、救急隊が必要な情報の収集や病院への情報提供が円滑にできるのではないかとこのように考えております。

3 番目の緊急時情報シートについては、福祉保健部のほうから答えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

3 番目について私のほうから答弁します。この救急医療情報キット配布事業は、ひとり暮らしの方や、または高齢者世帯などが、かかりつけ病院、または既往歴、そして服薬や緊急連絡先が記入された情報シートを救急医療情報キット、保管容器に入れ——命のボトルと言

われているところもあるということですが——冷蔵庫に保管することで救急時の対応に活用することを目的としています。

救急医療情報キットは、65歳以上の高齢者のみ世帯などで必要とする世帯に対し、民生委員、児童委員により無料配布をしているところであります。平成30年度では対象者が6,207人いらっしゃいますが、この中で配布者は5,795人となっております、このうち16人の方は救急時に実際に活用されたというようなことになっております。ちなみに平成29年には、5,871人いらっしゃったのですが、配布者が5,506人、このうち29人の方が救急時にこれを活用させてもらったということであります。

市内でのこの推奨、配布の拡大ということでありますけれども、現時点では避難時の要配慮者台帳をもとに民生委員の皆さんが直接要望を伺う方法で、90%以上という高い普及率となっております、この制度としては一定の効果を上げているものと考えています。

また、一般の家庭の皆さんにつきましては、今ほど消防長のほうからも話がありました魚沼地域医療連携ネットワーク——なかなか加入が、もっと進んでもらいたいわけですが、うおぬま米ねっとの加入によりまして対応できるものと考えておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 傷病者の円滑な救急搬送について

1番については、確かに特別な取り組みは現在やられていないという話を伺いました。基本はやはりそこだと思っております。まだまだこの魚沼圏域の医療の体制がきちんとしていないという点も、私もわかります。そして、南魚沼市が抱える広範囲、三国、苗場のほうからということになると、覚知してから病院搬送まで80何分という地形柄等も非常に理解しているわけですが、救急車を頼んだ方がやはりなかなか傷病者を救急車に乗せてから出て行かない、出発しない。そして近くでまた連絡体制を取っている。そういう事例について声があったり、私もそう感じたことがありましたので、今回の質問をさせていただきました。

医療機関とこういう問題について、私はやはりしっかりと体制を整えたほうがいいのかと思っております。県内の中でも9番目と遅い。これは時間というだけで捉えられないと思いますが、その辺を何とか市の、消防だけではなくて、市長のほうとかも声をかけて、実際の状況を改善できるように取り組みをしていただきたいと思いますが、その辺、消防長ではなく市長の考えをちょっと教えていただければなと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

一般質問には私から全て答えております。今ほど議員が心配されている、まず1点目は、先ほど消防長のほうから答弁があったように、消防の皆さんと病院の関係者は、やはりいろいろなことで、いろいろな会議等でやっていて、何か物が言えないとかそういうことではなくなっていると思いますので、それらをまた進化させていくとか、いろいろな意味で、やっていけばいいと思います。

ひとつ、先ほどちょっと心配の向きも、多分、一番多いのは、市民の皆さんから私もよく聞くのですけれども、なかなか出発しないということがあります。乗せてからとか、家の中からはなかなか出てこない。あるかもしれませんが、私も最初それはどうなのか。よく世間で言われるような、大都市圏であるような、たらい回しというのですか、そういうことが発生しているのではないかどうかということ当初は心配しましたが、一番はそこで救急救命士の皆さんは医療現場ともう結びながら、そこで指示を受けながら、そこで必要な処置もしながらやっているという事案が多分ほとんど主だろうと。先ほども 80%という数字がありましたが、そういうことなのだろうと私は解釈しているつもりですけれども、ほとんど当市においては、たらい回しとかということは事案としては低いものがあるというふうに思っています。これについては現場を一番わかっている消防長のほうから、答弁させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

現場滞在時間というお話でございますが、救急隊は現場に着きますと、やはり必要な観察と呼ばれる血圧、脈拍それから全身状態、それを必ず把握した上で病院に連絡しなさいということで、現在、メディカルコントロール協議会という場がございます、月 1 回程度、救急隊、救急救命士の処置について医師からいろいろ指導を受ける会議があります。そういった場でも指導を受けている関係もございまして、何も診ずにすぐに病院に運ぶということは現在やっておりません。やはり、正確な情報を病院に提供した上で、必要な処置をして運ぶという救急の活動が現在、標準的な活動になっておるところでございます。

現場滞在時間が長くなる原因としましては、非常に交通事故等救出に時間がかかる場合。それから、固定処置や救命処置といった特殊な処置をするのに時間を要する場合、そういったことが現場滞在時間を長くしている原因でもあります。南魚沼消防本部では、平成 18 年から重症患者に対しては 4 名で対応して、できるだけ現場滞在時間を短くしようという取り組みをしております、かれこれ十数年経過しているところでございます。

現場滞在時間を短くするためには、やはり救急隊の活動の充実という部分も必要でございます。また病院の連絡について、魚沼基幹病院はホットラインと呼ばれる、そういった直接、救急室につながる電話がありますので、受け入れについての返答は非常に早くいただけるところでございますが、ほかの病院については、看護師さん、あるいは事務職員を経由した中で最終的に医師からの受け入れの確認を取るということで、若干時間が遅延するところでございます。ここらについてはまた病院のほうに申し入れをした中で、救急隊の活動の充実とあわせて中で時間短縮に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 傷病者の円滑な救急搬送について

はい、わかりました。1 点目については確かに魚沼基幹病院が開院する前、そして開院後、基幹病院のほうもいろいろな状況、循環器の問題等もありましたが、過去 5 年を見ても 45 分

から 46 分、本当に 1 分の改善というのができない厳しい状況なのだなと感じました。

2 点目につきましては、ICT の活用というか、横須賀市消防みたいな形はやっていない。うおぬま米ねっとのタブレットを使っていると思いますが、この点で 1 点、果たして米ねっとを持たない方でも大丈夫なのでしょうか。その辺を 1 点お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

その点につきましては、消防長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 傷病者の円滑な救急搬送について

米ねっとに登録されていない方に対しても、当然タブレットを使った中で、写真といひますか、カメラを使用して心電図を撮影したり、必要なバイタルサインを取った情報を送ることができます。米ねっとに登録している方については、そのほかにかかりつけの病院の情報とかそういったものをつけ加えて提供できるという内容でございます。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 傷病者の円滑な救急搬送について

はい、わかりました。3 番のほうともつながるかもわかりません。私も米ねっとは持っているのですが、1 回も提示したことがありません。もっと有効に活用できたり、また、救急搬送のほうで使えればなと思っています。この 2 点目につきましては、横須賀市では 1 台のカメラですか、タブレットを 1 台につき 50 万円から 70 万円くらいで導入して、年間で 280 万円くらいということで、医師からもすごく有効利用だということの確認をされております。そして、前消防長も視察に行っておられますので、また前向きに検討していただければと思っています。

3 点目の救急情報シートであります。私たちでも、健常者でもなかなか自分の情報というのは持ち合わせておりません。いざとなったときやはりなかなか、お薬手帳はどこにやったとか、診察券はどこへやったとか、そういうことで時間を要してしまいます。そういうのがきちんと市民が整理されたり意識を持っていただければ、当初の救急搬送等にも 1 分、2 分の短縮にちょっとつながるのではないかと考えております。ということで、救急隊員の皆さん、日々努力されております。今後もまた市民の人たちが安心できるように活躍していただければと思っています。

それでは大項目 1 点目を終わらせていただきまして、大項目 2 点目に入らせていただきます。

2 今後の健康・運動施設の整備は

今後の健康・運動施設の整備は、ということになります。合併後、市では大原運動公園をはじめ、モンスターパイプ、石打トレーニングセンター等が整備されました。また、ことし 7 月には高校野球の地区予選大会も開かれ、地元六日町高校対小出高校の試合は、地元勢ということもあり、大勢の応援の人たちに足を運んでいただいて、私も、そして市長も熱い雰

困気を感じてくださったと思います。

そんな中で野球場のスコアボードのデジタル化については、選手交代が告げられても表示の交換が試合のスピードについていないとか、市外から来た人たちから駐車場不足の声もあつたり、そしてまた、市全体の中では大和地域には施設がないなどの声もあります。課題も出ていると感じていますが、今後の健康・運動施設の整備の考えを伺う中で、(1)としてスコアボードのデジタル化を含め、今後の大原運動公園の2期工事の考えはどのようになっているか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

清塚議員の2つ目の大項目のご質問であります。まず(1)のほうから。スコアボードのデジタル化と大原運動公園の2期工事の考えであります。

まず、大原運動公園につきましては、現在、第1期工事である野球場、そして多目的グラウンドの改修を終えています。議員がお話のとおり、アクセス道路また駐車場、それから広場などの整備が計画されている第2期工事を残しているという状況になっています。アクセスの道路とか駐車場に関しては、地元の方々も含めてでありますけれども、大変多くの要望が利用者からも寄せられております。その必要性は大変認識しておりますが、しかしながら市内には今ほかにも多くのスポーツ施設があるために利用度が高く、緊急性の高い施設というのも当然ありまして、改修しながら維持管理をしているという、まずそういうことを優先しているという状況にあります。このような状況から第2期工事につきましては、財政状況等を踏まえた中で適切な時期に判断をしてみたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解をいただきたいと思ひます。

スコアボードのデジタル化は、今、本当に残念な結果になっています。今後大きな大会を開催していく上で、本当は大きな大会だけではなくて、例えば少年野球の皆さんが、あそこでアナウンスが聞こえて、すぐにそれが電光掲示板でぱっと自分の名前が出る。今は出せませんから。こういったことがあったならば、さらに画竜点睛を欠くということがなく、非常に子供たちの心も奮い立つものがあるのだらうなといつも思っています。

そして、あの裏方に行って、あの名前を用意する大変さ、難儀さ。これは当時、大原運動公園のことがこの議場でも大変に問題になりましたが、課題にもなりました。2回も市長選挙が行われたという結果になりました。今更ながらにどんなものであったかと私は思ひます。そしてそのときにやっしまえば、この大きな、これからこれを負担してやるということになれば、1億5,000万円がかかると言われているのです。こういったことが、何とか買いの銭失いということにほかならないのだという思ひで、私は議員の時代にやっしまいましたが、まさにそういう結果になっているのではないかと思ひます。

そして、多くの方がこれを望んでいる。特にスポーツ志向の皆さん、保護者の皆さん等からは大変寄せられています。しかしながら、今ほど申し上げましたような大変大きな金額が想定されております。この中では前半の大原運動公園の2期工事の問題も含めて、すぐに着

手するという事はなかなか困難な状況です。以上。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

私もスコアボードの件につきましては、子供たち、少年野球でもあそこに子供の名前が表示されるというのは、すごく子供たちにとっていいのかなと感じているところです。確かに予算が付いてまわるものであります。市長は適切な時期を考えた中で、今後考えていくということです。

駐車場も、ということでそう捉えていいと思いますが、4年前にも若干この大原運動公園について質問をしたとき、当時、井口前市長は8,000万円くらいかかるでしょうと言われましたが、今、市長は1億5,000万円という、ちょっと何でそんなに値段が上がったのかという思いがありますが、その辺をちょっと具体的な何か説明があったら教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

これにつきましては、当然、金額のほうを私のほうに報告してきております担当課がありますので、そちらのほうから答えてもらうことにします。私もその8,000万円という話は、ちょっと数字は覚えていないのですけれども、そのくらいと想像していたところ、こういう数字が出てきました。いろいろなほかに付帯的なものが当時は加えられていたかどうかちょっとわかりませんが、詳しくちょっと説明したいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2 今後の健康・運動施設の整備は

野球のスコアボードですけれども、現在、富士通のシステムを使っています。いろいろなところで見積もりを取って見ましたところ、いろいろな方式があるのですが、磁気反転方式というのが一番安いのですけれども、それが1億2,000万円。それで、LED方式になりますと1億1,800万円から2億円ほどかかります。当時は一緒に施工するという事で考えて、前のときは8,000万円ということが出ていたのですけれども、現在のシステムを考えますと、今、私が申し上げました金額になるということです。以上です。

○議 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

相当な金額がかかるという中で、では市民が確かに——この2番目の質問のほうになってしまいかもわかりませんが、全体的なバランスの中でという中で市民から納得がいただけるかという金額だなとちょっと感じてしまいました。ふるさと納税でもいっぱい市が稼いでいくことを期待したいと思います。過去に市では平成25年からスポーツ振興くじ助成金等をずっと令和までいただいた中で事業を進めてきていますが、例えばこのスコアボード等についてはなかなか難しいと考えてよろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

t o t oのスポーツ振興くじですね。本当にお世話になっています。本当にありがたいこととありますが、このスコアボードに充てられるかどうかは、今、急に振られたので、ちょっとわかりませんので、担当課のほうに、わかったら教えてください。答弁をさせます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2 今後の健康・運動施設の整備は

t o t oの宝くじにつきましては、対象施設で1回ということになっておりますので、ちょっと難しいものだと考えております。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

はい、わかりました。スコアボードのほうはとりあえず、これで理解をいたしました。筑波大学から取得した6.4ヘクタール、これは2期工事も含めるとは考えられるのでありますが、この辺についてある程度目的があったと思います。2期工事に使いたかったとか、そういうのもありますので、今後、どのように市長は考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

私のほうの答弁が、もし間違っていたら担当課から指摘してもらうことにします。2期工事の計画を立てたときに、筑波大学のあそこの土地はまだ買っていなかったはずでありますので、2期工事の計画そのものには入っていないと思います。しかし、今回こういうことも起きました。野球の大会とテニスの大会が重なったのです。駐車場がパンクしました。大変お叱りも受けた、現場も含めて。私のところにもいろいろな申し入れが来ました。こういったこともあって、なかなか駐車場不足は本当に大変な問題であります。そういうふうに認識しております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

はい、わかりました。またちょっと駐車場の関係になります。高校野球、ことしの予選大会の中で、先ほど私が言いましたように、市外が来られた人がちょっとやはり私の隣で聞こえるように耳に入ってしまったのですけれども、悠久山のほうがいいねとか、何でこんなところということがありました。やはり駐車場の問題だったそうです。シャトルバスで今は対応されていると思いますが、今後も当分2期工事は適切な時期までというか、相当先になるかもわかりません。ずっとイベントの中で、そのシャトルバスで対応していくのか。前に、4年前に総務文教委員会で調査したときに、多目的グラウンドの下の杉林が活用がいい場所だと言って、社会教育課でしょうか、答弁をしていますけれども、その辺が今後どうなるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

グラウンドの隣に居合わせた観客の皆さんから声が聞こえた。私のほうには悠久山よりいいねという声があったり、そういうこと。なので、比べる視点がいろいろあると思うのです。駐車場のことでは本当に申しわけないと思います。そういう声が非常に大きく聞こえています。あと、高校野球がやっと来たのですけれども、先ほどのスコアボードの問題もありましたが、これがまず1点あります。あとは3塁に行くダックアウトに入る通路、このところを縮小化してしまったのが、やはりここまで高校野球が来られなかった理由の大きな1点、これは本当のことです。非常にこの誘致には時間と骨が折れたということではありますが、本当によかったと思います。

杉林の件は私わかりませんので、これは担当課のほうでそういう発言があったのであれば答えてもらいます。私はわかりません。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2 今後の健康・運動施設の整備は

杉林につきましては、現在のところ予定しておりません。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

南魚沼市でも誇る大原運動公園であります。今後も皆さんから愛されて、また、ほかの市外からも愛された運動施設として、また市長も、担当部局のほうもいい方向に進められるように私たちも一緒に考えていきたいと思っております。

それでは、大項目2の(2)、大和地域の健康増進及びトレーニング施設等の整備について質問をいたします。この問題については度々出ていまして、ことしも大和の議員と商工会の理事さん方との勉強会、意見交換会の中でも何度も出ている話であります。市長はこの問題についてどのように考えているかちょっと教えていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

2つ目の大和地域のトレーニング施設の問題です。どう考えているかということですが、まず、これは本当に大和地区にないのです。大和地域には体育館以外に筋力、持久力系を鍛えるための施設というのはなくて、最寄りはディスポートになるのです。ディスポート南魚沼に来るということになると、仕事帰りに少し運動をしたいというような方々にとっては、特に日常的な利用がしにくい状況だと思います。

市民全体のスポーツの環境というのは、ひとしく平等性がなければいけないと思っています。ないということを含めて、大和地域にトレーニング施設を設けることについては、例えば南魚沼市トレーニングセンターのように、これまであった体育館にトレーニング機械を設置するとか、そういうような機能で強化することも考えられるのではないかということや、まだこれは考えている段階です。さまざまありますが、当時C C R Cの問題のときには、トレーニングジムとか、そういった企業を呼び込もうということも当然あった。しかし、これもなかなか今は難しい状況はもう皆さんもよくご存じのとおりです。

私、市長としての考えは、本当は新ごみ処理場が今、大変なかなかこう着状態にあるというような新聞の書きたてもある、そのとおりなのですけれども、ここには、今のところにできるかできないかそういうことは別にして、大和地区にやはりあってもらいたい。たまたま立地が、湯沢町、それから魚沼市との中間地点であるということもあるのですけれども、特にそういったものをつくった場合に、この熱利用とかさまざまな利用というのは、こういう運動施設系に必ずそれが実現できると思っているというのも何度も話をしております。でも、これは待っているには大変時間もかかります。なので、前半申し上げましたいろいろなどの再利用率とか、そういったことのほうが現実的なのかと、今、考えを巡らせているところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

想定された答弁だなどと思っておりますが、確かにC C R Cの関係の中ではそういうトレーニング施設とかも項目に載っていました。現実としてちょっと無理だということもあります。新ごみ処理場についてもそういう熱エネルギーとか、そういうのを利用した中で施設ができればいいと思うわけでありますが、なかなか先が見通せないというところがあります。市民、皆さんの声は、やはり冬季間はなかなか石打トレーニングセンターと六日町のディスプレイには行かれない、冬季は行けない。何とか要望しているけれども、なかなか大和地域は実現しないというか、そういう話が出ております。やはり、早く方向性を示して市民に希望を持たせていただければと思っておりますが、どんなでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の健康・運動施設の整備は

そもそもそういう体育施設を3つつくるという計画もなかったわけでありまして。その辺のところはご理解ください。なので、大和だけがないという言い方は、確かに実際はそうなのですけれども、そういう計画上で遅れているとかそういうことではありません。これを加えていくかどうかという議論になります。なので、私としては、先ほどの繰り返しになりますが、体育館の施設をどうやって利用するか。100 点満点にいかなくても、何かができるかどうかとかがあります。

ただ、一番いいのは、これからお年寄りも増える。健康増進、スポーツ施設と言っても、若い人ばかりの問題ではありません。なので、これから、はるかに多くなってくるであろうお年寄りの健康寿命を延伸するためのさまざまな利活用の中に、スポーツという視点は非常に大事な視点だというふうに思っていますので、これらが先ほどの体育館なのか、それともやはりもしかして進み始めるかもしれない、そういういろいろな市の大きな施策テーマである新ごみ処理場というのを、ごみという問題だけに片づけず、こういったものにも絡めてやっていくことこそが、将来的な姿勢だと思っているのですけれども、こういう中でできるのか。そういうことを含めて勘案してまいりたいと考えております。できればそういうように進ませてもらいたいと思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後の健康・運動施設の整備は

市長の思いがまた市民に伝わってくれることを祈念しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。再開を 11 時 40 分といたします。

[午前 11 時 22 分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

[午前 11 時 40 分]

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

質問順位 3 番、議席番号 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問いたします。

今回は障がい者の自立に向けた教育と支援に関連した質問と、農地保全と土地利用に関連した 2 点を質問いたします。

1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

まず、最初に自立に向けた特別支援教育とその後の支援についてであります。南魚沼市は共生社会実現に向けた取り組みを積極的に進めています。特に総合支援学校の運営が地域全体をキャンパスにして教育が進められていることは、総合支援学校の児童、生徒にとっては社会参加ということだけでなく、多様な学びの場を得ているものだというふうに私は思います。

私はこういう教育が特別支援教育の目指す一人一人の社会的・職業的自立につながる必要な基盤となる態度、能力を育てるものと思いますし、このことがまた誰もが住みやすい環境のまちづくりにつながるものと確信をしております。その意味では総合支援学校設立当時、特別支援学校は県が行うことが一般的であり、私もそうあるべきと思っていましたが、今となれば南魚沼市立で設立した決断と、その後の学校運営、そして地域住民も含め、ともに生きる社会実現に向けた取り組みは、誇らしくも思っています。

そういう共生社会に向けた流れの中で、総合支援学校も 6 年になります。高等部を卒業した、またはこれから卒業する生徒も一年一年増えていきますが、こういう市の特別支援教育で進めてきた個々に合った、個を大事にした自立、社会参加に向けた教育と支援が生かされ、卒業後に今度は実際に一人一人が社会的・職業的に自立して社会で生き抜くためには、卒業後も必要な支援をつなげていかなければ共生社会は実現しないと私は思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。まず(1)としまして、特別支援教育の自立、社会参加に向けた教育は、卒業後、生かされているかということであります。具体的には総合支援学校高等部卒業後の進路状況はどうなっているのか伺います。卒業後、進学か一般就

労か、就労移行や就労支援施設等への福祉就労か、在宅かなどなど、進路別に数字、人数のみで結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

2番目といたしまして、卒業後すぐ就労につけない場合もあるわけでありましたが、そうした場合、就労継続支援、就労移行支援等施設へ行くケースが多いと思います。その場合に本人の希望を満たせる施設状況になっているか。行きたいところに行けるのかということですが、卒業時の進路相談や卒業生を送り出す教育現場の立場で施設的に十分なのか、不足と感じているのかをお伺いしたいというふうに思います。

(2)番といたしまして、共生社会実現に向けた就労への支援と環境整備をとということがあります。具体的には、まず卒業後、就労に結びつかない場合、ひとつには就労移行支援施設で一般就労に向けて訓練等を受けることになるでしょうが、2年間の就労移行支援からの一般就労の移行率と移行後の支援は、ということ現状を伺います。

また就労継続支援B型施設は、特別支援学校卒業後そのまま利用できないことになっておりまして、就労経験を経るとか就労移行支援での評価をしてからということになるようであります。就労継続支援A型はそういうことはないのですけれども、その施設はこの地にありませんので、結局、そういう順序を経て、就労継続支援B型施設に行く場合も多いというふうに思います。

そこで、②といたしまして、就労継続支援B型施設での作業をどうつくり出しているのか。そしてその工賃はどうなっているか。また、B型施設から一般就労への移行率はどのくらいか、現状を伺います。

次に③でありますけれども、それぞれ得意不得意や障がいの状況も違うわけですから、それぞれに合った支援や就労、作業でなければ続かないわけでありまして、続かなければ自立と言ってもなかなか難しい。そこで③ですけれども、障がい者雇用の促進に向け、障がい者それぞれの状況、希望に合う就労または作業のために行政の役割として、施設と企業の間に入り、調整やマッチングを図ることも必要でないかということでもあります。私たち市民クラブは、山梨県の農福連携の取り組みを研修してきました。山梨県では県の農福連携推進センターがその役割を担っていました。県がやっていたわけでありまして、そういうコーディネーターがあってこそ就労、雇用につながるものと思いますが、その辺の考え方をまずお聞きしたいというふうに思います。

以上で壇上にての質問を終わります。今回は特に単刀直入に質問しておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。再質問、第2問は質問席で行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。この自立に向けた特別支援教育とその後の支援の(1)番につきましては、これは教育長のほうから答弁させます。その後、私のほうで2番目の答弁をいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

(1)の①について答弁させていただきます。総合支援学校高等部の卒業後の進路状況については、ここ3年間の実績でお答えをいたします。平成28年度であります。進学ゼロ、就労2、就労移行・就労支援施設等へは2、自立訓練・生活介護4、在宅1、合計9名の卒業生でありました。平成29年度でございます。進学ゼロ、就労3、就労移行・就労支援施設等へは2、自立訓練・生活介護へは3、在宅はゼロでありました。合計8名の卒業生であります。昨年の平成30年度であります。進学1、就労3、就労移行・就労支援施設等へは3、自立訓練・生活介護2、在宅ゼロ、合計9名の卒業生でありました。

②であります。卒業後すぐに就労できなかった場合、就労支援、就労移行等施設への希望を満たせる状況になっているかどうかについてお答えします。卒業後であっても就労移行支援などを希望する場合は、関係機関が細かな調整を行って希望に沿った生活ができるようにしております。これまで就労支援、就労移行等の施設が満杯で入れなかったという話は聞いておりません。ということによって希望は満たしている状況であると認識はしておりますが、微妙なところでありますから、詳細にまた該当する卒業生にヒアリングをしながら、保護者にヒアリングをしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議 長 市長。

○市 長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

それでは、2番目の部分にお答えします。就労移行支援からの一般就労の移行率と移行後の支援の問題であります。就労継続支援B型事業所、ここにおけます就労移行支援からの一般就労への移行率は、平成30年度は支給の決定者16人中うち1名、ということは6.3%になります。こういう移行率であります。

また、就労継続支援B型事業所からの一般就労移行後の支援についてであります。これは事業所の職員によるアフターフォローが6か月間入ることになっております。さらに平成30年度からですけれども、就労定着支援という新しいサービスが始まりまして、事業所は県の指定を受けることによって、6か月を過ぎた後も最長では3年間の支援ができるようになりまして、市内2か所の事業所がこの指定を受けているという状況です。

このほかに魚沼圏域全体を対象にしまして就労支援を行っておる、障がい者就業・生活支援センターあおぞら、これは十日町市にございますが、ここが必要に応じて障がい者の皆さんの就労支援、生活支援、雇用する企業の支援などを行っております。

2番目の②の質問であります。この作業の創出と工賃、それから一般就労の移行率の問題です。就労継続支援B型施設の作業の創出、つくり出しについては、各事業所で障がいの特性、または人員の体制、これらに合わせて実施しておりまして、今後も最も効率的で収益率の高い作業を選択していくものと考えています。工賃は事業所ごとに異なりますが、平成30年度の3事業所の平均でいいますと、月額で1万6,537円、これは参考数値です。また、こ

のB型から直接一般就労した人は支給決定者の130人中6人で、4.6%の移行率となっております。

③の行政の役割として施設と企業の間に入って調整、マッチングを図ることも必要ではないかというご質問ですが、現状では、障がい者の自立に向けた大きな柱である就労支援について、3段階の支援が進められていると考えております。1番目は企業との接点が多く、障がい者雇用推進の施策の中心になっているハローワーク。2番目は就労支援のための訓練施設であります就労継続支援事業所、市内では4か所ございます。3番目として一般就労につながった障がい者への継続した就労支援と就職先の企業への支援として、これは、先ほど申し上げた十日町市にある施設、障がい者就業・生活支援センターあおぞら、ここによる支援があります。各関係機関がそれぞれの役割を分担してございまして、手厚い支援を行っていると考えております。

ご質問の、行政がその間に入ってということではありますが、施設側の皆さんから言われているのは、まずは多くの企業から障がい者の皆さんを理解してもらう取り組みが最も重要であるという話がありまして、今後も関係機関と連携し、行政による企業への理解促進の取り組み、または情報の発信、これらに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議 長 佐藤剛君の一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午前11時54分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 佐藤剛君の一般質問を続行いたします。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

それでは、再質問を何点かさせていただきます。(1)につきましては①、②あわせた再質問になりますけれども、一人一人社会的・職業的自立に向けて特別支援教育が行われてきたといっても、学校生活から今度は社会生活になるわけでありまして、その生活も大変大きく変わり、不安や戸惑いも大変大きいわけですから、一気に一般就労とか福祉就労といってもなかなか難しいのだなというふうな思いがします。

先ほど卒業後の進路状況も聞かせてもらいましたけれども、昨年3月に第5期障がい福祉計画が出されました。この策定前に行ったアンケート結果もこの中に出ていまして、市内の障がい者手帳の所持者、そしてまた、自立支援医療受給者、指定難病を受けている方で手帳のない方など995名の無作為抽出で517名が回答したのだそうであります。その中で当然、無回答というのも多いわけですが、就労移行支援を利用していると答えた人は8名、1.5%、就労継続支援Aが1名——これは市に施設がないですので1名は仕方ないです——0.2%、就労継続支援Bがこれは施設が、魚野の家うらさを入れますと4つあると思うのです

けれども、29名で5.6%。このアンケート結果をどう受け止めるかということです。

先ほどの進路の状況の中では、総合支援学校卒業時にはそう不足を感じていないというような答弁もありましたけれども、市全体では障がい者の就労という観点、全体の障がい者の就労という観点からすると、利用が思いのほか少ないと私は感じているのですけれども、これは施設がやはり全体としては足りないのか、それとも必要性がないのか。ここのところをまずちょっと確認をしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

この件につきましては担当の部長に答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

今ほど議員のほうからアンケートの中での回答等もお話がありました。市内の就労に向けての施設としまして、私どもも感じているのは、やはりA型事業所が早期に設置されることが今後の就労を考えている方にも非常に有効だというふうに感じておりまして、そういったことでいろいろな機会を通しまして、事業所として入っていただけるところはないかというのは、お話をしているところです。一昨年からも自立支援協議会の中にはA型事業所を開設したいという希望の事業者のほうから何度かお話に来ていただいて、協議等も行ってきたところですが、なかなかうまくいっていないという現状があります。

また、B型の事業所につきましては、過去5年ほどを通しましても市内の事業所のほうには平成26年には47名だったところが平成30年には62名になった事業所等もありまして、年々利用者の方というのは増えてきていると思いますので、事業所そのものが足りないというよりは、一般就労につながるための支援というものを今後も充実させていきたいというふうに考えております。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

はい、わかりました。就労移行支援から一般就労への移行もなかなか現実的には難しいみたいで、先ほどの移行率の話だと多分6.3%くらいでしたか。これは2015年の国のほうは22%くらいにはいっているのです。そして、就労継続支援B型では我が市は4.6%、国のほうは大変悪くて1.3%くらいなのです。けれども、今のお話だと、ここよりもA型が非常に足りないということを認識されているということなのです。

ちょっとお配りした資料をごらんいただきたいと思うのですが、これは平成29年度の全国平均でちょっと書いたものです。お話がありましたように、B型施設は全国平均、月1万5,603円です。先ほど答弁の中では1万6,537円だったということで大変低いのですが、B型をそのまま受け取りますと、なかなか現状の中では社会的・職業的な自立はほど遠いなというふうな思いがします。

それで、A型はではどうなっているのかといいますと、先ほど言いましたようにこの市は

ないのですけれども、全国平均ではそこに書いてありますように7万4,085円と相当開きがあるわけです。市のほうもこのA型施設を何とかしたいというような考えで働きかけをしているのですが、やはり結局はなかなか難しいような話で終わっています。その見通しとして、やはりここを何とかしないと一人一人社会的・職業的な自立というのは非常に難しいというふうな思いがありますので、ここの見通しはどうなっているのか。そしてまた、障がい者のほうからの要望がなければ仕方ないのですけれども、そういう要望等もどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。簡単で結構です。

○議長 市長。

○市長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

この件も引き続き担当の部長のほうから答えてもらいます。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

就労継続支援A型の施設につきましては、私が担当するようになって3年ですけれども、その間に4件ほど事業所として希望といたしますか、そういったものがありまして、お話を伺った経過があります。ただ、実際雇用契約を結んで、ある程度の規模でないと事業として成立しないという中で、なかなかそこを決断できないという状況かと思えます。それについて具体的なところの支援といたしますか、市としてできるところがなかなかないものですから、事業所のほうとしての動きをもう少し見ていきたいというふうに思っております。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

就労したその後の支援というのが重要だということで、先ほど定着支援が始まったという話もありました。そしてその前から、十日町の障がい者就業・生活支援センターあおぞらの支援を受けながら、そしてまた昨年ですか、障害者総合支援法に基づく就労定着支援が始まったという話もありまして、2団体ですか、多分これはセルフこぶし工房と魚野の家だと思うのですが、まだ始まったばかりで成果とか、どうかというようなことは無理だと思うのですが、ただ、私はこの施設は利用する人の申し込みで、多分、入るのでしょうけれども、実際問題、みずから申し込むというのは、相当多分、意外とハードルが高いと思うのです。今までまだ1年くらいしかたっていないのですが、今時点の利用状況はどうなのか。そしてまた、これは定着支援として、それこそ定着していくのかというところの見通しをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長 長 市長。

○市長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

引き続き担当部長のほうから答えてもらいます。

○議長 長 福祉課長。

○福祉課長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

ただいまの質問についてお答え申し上げます。就労定着支援につきましては、申しわけご

ざいませぬ、今、手元にちよつと昨年の実績の数字を持ち合わせておりませぬ。ちよつと報告ができませんが、この就労定着支援というのは以前から6か月の期間でやっております、それにつきましては、上限が3年になったということで、本当に今始まったところと議員がおっしゃったとおりの状況だと思ひます。そこに障がい者就業・生活支援センターあおぞら等も一体となりまして、複層的に関係者が1人の障がい者に対して支援をするという形をとって、今支援をしておりますので、そこを見守っているところでござひます。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

わかりました。先ほど第5期障がい者福祉計画の話をしていただきました。アンケートの話もいたしました。その中で就業訓練を受けたいかという質問があります。既に受けている、これから受けたいという人が合計で75人、22%です。受けたくない、受ける必要がないが合計で179人、53%です。私はちよつとびっくりいたしました。

これはやはり今言ったように、就労後の定着の支援というのは非常に大事ですけれども、やはりまずはこの入り口のところでそれぞれに合った就労作業、それにつないでやれるか、そこそこで支援できるかというところだというふうに思ひます。先ほど施設側はそういう行政が間に入るよりも企業の理解が必要なのだという話がありましたけれども、それは当然です。それを前提に、それを踏まえて私が先ほどお話ししました会派で視察に行ってきましたけれども、山梨県の農福連携推進センターでは、農業者から仕事やそういう相談事、依頼があるのです。推進センターで内容を聞き取って、農作業カルテというものをつくって、その内容で候補施設に打診をして、内容が合意すれば業務委託契約書を作成して、ここまで農福連携推進センターがコーディネートしているのです。

ここまでやれば雇い側、事業者ですよ、そしてまた働き側、障がい者との仕事の種類、密度、量などマッチングできて障がい者の雇用につながるわけです。ここまで、そういうふうな役割で行政が中に入ることが、——これは今試験ですけれども——ある程度私はできるのではないかと思ひますし、こういう支援が必要ではないかと思ひますけれども、もう一度この点をお伺ひしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

担当の部課長に答えてもらひますが、なかなかその辺が厳しいという報告もありますので、その旨、答えがあるかもしれません。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

今ほどのお話です。確かに就労につなげて、その後安定して雇用が継続していくということが一番だと思ひますし、その点については今ある制度を活用する必要があるかと思ひます。私どものほうも総合支援学校との話の中で、やはり一番に出てくるのが、企業の皆さんからよく子供のことをわかてもらひたい、見てもらひたいというのが最初です。進路先の選択

肢はどんどん広がってきているのですけれども、ただ、全て個々によってケースが違うので、そこでなかなか就労につながる率も低いし、またその後のケアも難しくなってくるので、まずは本当に一人一人をよく見ていただきたいという話が一番出てきました。ですので、今ある制度をとにかく充実させていくというところが一番になるのかというふうに感じています。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自立に向けた特別支援教育とその後の支援について

はい、わかりました。一生懸命取り組んでいるということが大変理解できましたので。これからまた一人一人の社会的・職業的自立に向けて個々に合った支援が継続されて、明るい共生社会が充実しますように、期待したりお願いしたりしながら、この質問は終わりたいと思います。

2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

2 問目に移ります。大項目で農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を、といたしました。具体的には（1）ですけれども、昨年 12 月、県から示された、「県営かんがい排水事業等の実施地区での受益地の除外に係る手続」——これはここまでが文書名ですが——その整理で農振除外のチャンスとなるかということで通告をいたしました。大ざっぱに言えば、これは農振除外について、当該土地改良事業の受益地の 10 分の 1 以内であれば、土地改良区の県への報告で受益地から外せるという内容です。法改正ではなくて、これは解釈運用が県から示されたようでありまして、このことは農地保全の立場から農振除外は、私が言うまでもありませんけれども、大変多くの除外要件があって、農地以外の土地利用は非常に難しい現実になっています。今も難しさは変わらないのですけれども、ただ、受益地から外れば厳しい除外要件の中で土地改良事業終了から 8 年経過しなければ除外は原則できない、という一番大きな問題はクリアすると思います。ただ、これには土地改良事業継続中に限るといふ条件がついていますけれども。

そこで、私はこのことによって、どこの土地をどうということではなくて、まず総論的に個別事例ではなくて一般論として、農地以外に土地利用を進める必要があるのであれば、農振除外のチャンスだというふうに捉えていますけれども、市長はこのことについてどう捉えているか、まず見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

それでは、佐藤議員の大項目 2 つ目の農地保全と土地利用の問題であります。1 番の答えをまず、させてもらいます。まず、受益地の除外にかかる手続の整理、これが農振除外のチャンスになるかということですが、県から示された「県営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について」では、先ほど議員がお話しされたように、受益面積の 10% に満たない場合、事業計画変更の手続が不要となり、そういうことで簡素化されたということです。ただし、県営かんがい排水事業等が完了していない場合に限り可能な手

続となっているということです。このことから農振除外の障害が、土地改良事業の受益面積からの除外だけという案件では、メリットがあるものと我々も考えております。まずここまです。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

そこまで結構ですけども。今、住宅の隣接地でも農振地域で土地改良事業が8年未経過の土地では、なかなか農地以外の土地利用が難しい状況であります。例えば浦佐地区の魚野川の東側の地域では、学校周辺を除いてほとんど農振地域といっても過言ではないわけがあります。乱開発になっても困りますけれども、今、先ほどから出ています移住・定住も進めているわけですから、そういうまちづくりの観点で必要な、ある程度の農地転用ができれば人口減少、高齢化が進む中で、若者を呼び戻し、活気ある元気なまちづくりというのはできない。できないと言い切ることもできませんけれども、なかなか難しいわけがあります。

その農地転用の前段の大きなハードルというのが農振除外です。言うように、今、このことで直接、農振除外になるわけではありませんけれども、大きなチャンスであることには間違いない。これは、これを変更手続がいらぬことを利用しながら、まず外しておいて、そして具体的な事例を呼び込む。そういうふうな足がかりになる大変大きなチャンスだというふうに私は思いますので、もう一度このところをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

議員がお話しされる期待値も含めて、そのとおりに受け止めたいのですけれども、かなり難しいと思います。このことにつきましては担当のほうから答えさせます。かなり難しいです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

今、市長が答弁したとおり、非常にやはりそれほど明るいというふうには、私は大きいチャンスだとは捉えておりません。やはりその農振除外というハードルはなかなか解釈事例としてはありますが、今、現実のうちその部分がどの程度該当できるかという点に關しますと、なかなか大きなチャンスという部分までにはちょっと捉えられないというふうに考えております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

なかなか慎重な答弁でありましたし、慎重な対応だと思うのですけれども、チャンスだと捉えないともうだめですよ、この土地は。もう今、事業が始まって、これが終われば、終わって8年間は手がつけられない。そうすると12年、15年です。その間にまた更新事業があるのです。そうすればまた手がつけられなくなる。そうすれば、ずっと末代まであの土地は手がつけられなくなる。ただ、かすかな望みというのは、今言ったみたいに計画変更の

手続がいらないとなれば、受益の面積から外せるとなれば、そこに一番大きな問題がこの8年縛りなのです。そこがいなくなれば、非常にこれは大きな農振除外のチャンスだというふうに受け止めて、担当も市長も考えてもらわないと、なかなか土地利用というのは進まないと思います。もう一回ちょっとお願いします。

○議長 市長。

○市長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

前にもやはりこの議論は当然、議場でありました。先ほど議員が全部それを除外しておいて、そこに何かを呼び込んでいくという方向、それは難しいです。そうではなくて、個別具体的なところでは、それなりにまたいろいろなことをやっていけます。ただ、これは我々がやろうと思ってそれだけでできませんから。これはかなりきつい縛りなので、個別具体的なそういう計画プランが出てきて、初めてテーブルに載せて、皆で協議するという内容だと私は理解しているのです。言われているように、ここをそういうふうに区域から外してしまつてやろうなどということは、口で言うのは簡単ですけれども、できないとは思っています。チャンスを捉えろと言われてもなかなか難しいと思います。担当のほうで答えられたら答えてもらいます。

〔「なかったらちょっと先に進めさせてください」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

また、今のところはそういう考え方がすけれども、今の言っている、例えば浦佐の魚沼基幹病院周辺の区域につきましては、メディカルタウン構想もあつたり、多くの議員が産業振興とか雇用拡大、創出の観点で質問、提言をしてきました。私は特区申請でもどうかと言ったのですけれども、市長がおっしゃるように具体的、現実的な計画があれば何とかかなるかもしれないというような答弁を繰り返してきたのです。それは繰り返してきましたけれども、この8年縛りがあつて、多分、ほぼ絶望的だったのです、本当のところは。だけれども、このことによって8年縛りというのが外れるのです。外れる可能性が大きい。そこを利用しなければならぬというふうに思うのです。こういうチャンスをやはりつかまなければならぬというふうに思うのです。

ちょっと続けて聞きますけれども、去年、県からこの文書が来る前に、魚沼基幹病院周辺に某企業、それも医療関連の企業だったのですけれども、それこそ全て準備を整えて、農振除外、農地転用の手続を進めれば新たな企業進出、新たな雇用にもつながる話が土壇場でご破算になったのです。これはこの8年縛りのほかにも農振除外というのはいろいろ要件がありますので、ほかにも理由があつたのかもしれないのですけれども、主な理由は当該地区で今、魚野川東部地区、そして八色原地区の2つの土地改良事業が入っていて、当時はこの事業が終わって8年間は農振除外はできません、というのが大前提だったからだめだったのです。このいきさつを市長はご承知ですか。ちょっと確認したいのですけれども。去年のこのいきさつ。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

私がいきさつを知っているかということですか。

〔「はい。こういう事情が、経緯があったことをご承知でしたか」と叫ぶ者あり〕

それは知らなければ務まりません。

〔「そうですね、はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

そうなのです。ほとんど、その8年縛りで土壇場でだめになったのです。ここは大きい。それが今可能になる、ほんのちょっとの明かりですけれども、チャンスなのです。そして、昨年12月の文書では、先ほど市長が言いましたように、事業継続中に限り一部受益地から外す道が開けたわけです。事業が終わってしまえば外すことはできませんので、また終了から8年間、農振除外は原則できないというふうになるわけです。のんびりできないわけですが、先ほどから言っていますように、その8年縛りを何とか外せるチャンスだと私は考えているのです。

今の人口減少、農業後継者の問題、そして求められている産業振興や雇用の問題を考え合わせれば、これを私は大きなチャンスではなく、最後のチャンスだというふうに、もちろん捉えているのです。もちろん、土地改良区、地権者、耕作者から理解をいただいて、まず受益地から必要面積を外す。これは、先ほど市長が言うように、農振除外のほんの第一歩です。だけれども、これすら簡単でないこともわかっています。だけれども、今までの経緯を考えれば、そして今後のまちづくりを考えれば、うまくいくかいかないかなど、やってみないとわからないのですけれども、少しでも可能性があるのであれば、何とか知恵を出して、首長として、これは取り組まなければならないのではないかと私は思うのです。大変ですけれども、難しいですけれども、今までの経緯から、若者の新しい雇用創出のためにも、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

○議 長 (2)に移ったということによろしいのですか。みんな混ざっているみたいな感じですがけれども。

〔「移ってしまいましたね、はい。」と叫ぶ者あり〕

では、(2)という答えを市長からいただいてよろしいですか。

〔「そうですね。では(2)のほかの答弁もあつたら含めて」と叫ぶ者あり〕

市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

すごく大事なテーマですので、私としてはどこから入ってきてもらってもいいのですが、やはり通告の順番があるではないですか。その中で全体で話をしようと思っていることもいっぱいあるので、非常にやりにくいのです、やはり一般質問のこの一問一答は、という感想を持っているのですけれども。

これはちょっと何を答えればいいですか。そういうチャンスがあるから取り組みということを行っているのですか。言いたいことはもっとある。次のところで聞かれていますので、そこで答えようと思って用意しているのですけれども、どこからか答えると、もうめっちゃくちゃになってしまうのです。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

では、もう一度言いますので、(2)に入ります。では具体的に話をしますと、今がチャンスだということ。この地域については上越新幹線、そしてまた高速道路、医療、教育、子育ての環境は十分にそろっている、県下でも有数の期待される地域だというようなことを前提にしながら、だけれども、今までそういうことがありまして、いい立地条件なのだけれども、商業施設が1つ2つしかなかかなか進まなかった。ここにいいチャンスができたので、これをいいチャンスというふうに捉えて、魚沼基幹病院の一部を除外から外して、農振除外の可能性をつくりながら、改めてこの地域を産業振興、雇用創出、生活環境の充実に向けられないかということ(2)番で、多分書いてあると思うのですけれども、では、そこからいきますのでお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

私ができなさ過ぎるのかもしれませんが。何と言うのですか、本当はやりたいです。やりたいけれども、なかなかそこを全部、では除外しておいて、そこに何か別のことを我々が計画して呼び込んでくるということのプロセスは、これはいくらチャンスと思われようが何しようが、これはちょっと難しい。だから個別的な計画を呼び込むために——ちょっと私も前後してしまうかもしれませんが——排水のそういった条件整備からどんどん整えていって、そういう個別具体的な事案が出てきた場合には、我々はいち早く、何とかしようという方向で準備をしているということです。

だけれども、この農振のこととか、そう簡単ではないということを先ほどから申し上げている。チャンスはありがたいです。でもなかなか現実的に難しいところがいっぱいあるから、我々としてはできる準備を、今しています、ということです。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

やっとな軌道に乗りましたので続けさせていただきますけれども、できる準備をしておく。そのできる準備というのが、私が先ほどから言っていることなのです。その文書によって8年縛りというのが外れる可能性。このできる準備というのは、まずこの8年縛りを外さなければ、本当のことを言うと、先ほど言いましたけれども、今後先々何もできない。だから、この8年縛りを取り除く努力を、今あまり時間がないのですけれども、やりましょうよという話をしているのです。いいですか。

それで市長は、では、それはほかのところではできる努力をすると言うのですけれども、ま

ずここを、こういうチャンスをつかんでしなければ、ほかの努力をしてもほとんどだめです。私は特区でどうかと言ってもそれでもだめだったのです。だから、今このチャンスに8年縛りを除けるのであれば除く。そういうことをしなければだめなのではないのか、ということをおっしゃっているのです。もう一度お願いします。

○議長 市長。

○市長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

8年縛り。通告文にも何もないところをこうやってやるわけですが、それでいかなものですかという思いはありますが、これはちょっと慎重に答えなければいけない点もあると思うので、担当の部長のほうに答えてもらいます。気持ちはよくわかりますが、どんな見解を述べるか。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

今回、具体的な例ということで魚沼基幹病院周辺ということでもあります。その8年縛りを外すチャンスではないかと。私たちもその部分に関しては確かにチャンスといたしますか、そこはいいタイミングなのかもしれませんが、今、病院のところは様変わりしている状況に、特化してそこを開発するのか。もっと大和全体で考えていたときに、その農振除外ではない部分からもアプローチの道というのはあると思います。確かに今、佐藤議員のおっしゃる部分もありますが、そこだけに特化した考え方ではないところでも私たちは考えていかなければとは思っております。以上です。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

それは当たり前のことですよね。ただ、ずっと私が言っていることは——その前に、8年縛りのことを通告外に話したではないかという話が出ましたけれども、8年縛りは最初のほうに言いましたので、このことによって8年縛りが外せる可能性ができた、これはチャンスだということを最初に言っていますので、それはちょっと認識を新たにしてもらいたいというふうに思います。

今、部長がお話ししました、どこをどうするかということですが、先ほど私が質問し直しまして、基幹病院の周辺のところのメディカルタウン構想の・・・の引き続きの話を多分つけ加えさせていただいたと思います。そこが今、県下でも一番可能性が高い。いろいろな条件がこの浦佐地区はそろっていて、その中でもそこが一番可能性が高い。人が集まって物が始まって、そういうところへ、そこを——そしてまた市長から話して・・・。メディカルタウンのために道路も下水道も水道も、もう引いたのです。そして、排水も今3年計画でやっているのです。そこを除いてほかのところでの8年縛りを除いて、では何を誘致しようとか、どういう構想を持つか、そんなことないでしょう、と私は思うのです。そこが一番構想がつけやすい、計画をつけやすい。それで私はこのことを言っているのですので、もう一度このことだけお願いします。

○議 長 佐藤議員、もう先ほどから同じ質問の繰り返しですので、答弁は……。

佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

そうですね。繰り返しなので、そこら辺は改めてもらって、私の気持ちも理解いただければ、それはそれでいいと思います。

では、そこは理解していただいたと思うので、ちょっと話を変えます。(3)に移ります。農地の利用には農振除外の次に、今、大変もめていますけれども、農地にも転用がありますので、その関連でお聞きします。農転権限移譲を受け、農振除外のための具体的計画の呼び水にできないか、ということで通告をさせていただきました。平成28年4月農地法の関連法の一部改正で、農地転用許可が県から市町村も行うことができるようになりました。この農転権限移譲を南魚沼市はまだ受けていないようでありまして、先ほどから言っていますように、移住・定住、人口対策、企業進出、それらを考えたときに権限移譲を受けて必要な農地転用の迅速な対応が必要ではないかと。そのことで農振除外、いろいろな条件をそろえていくと言いましたけれども、ここもその条件の一つだと思うのです。そのことで農振除外の可能性につながるのではないかと私は考えますので、この(3)番についてお答えをお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

お答えします。(3)番、この農転権限移譲の問題であります。これはみんながよく口にするところですし、そうやって前に出たらどうかという話があります。このことについてちょっとお答えします。

まず、現在県内で農地法第4条、第5条にかかる農地転用の権限移譲を受けていない市町村というのは、南魚沼市を含めて3市町です。議員にお配りいただいたこの資料にももう出ておりますので、ごらんいただければすぐわかるかと思えます。この7月に新潟県農地部農地管理課と南魚沼市農業委員会役員の皆さん、農業委員会の事務局、そして当市の企画政策課の担当者が同席の上、この権限移譲に関する意見交換を行っています。

権限移譲を受けた場合は、申請者にとっては10日間程度の期間の短縮が見込まれるものの、我々が移譲して県と同等の事務を行うためには、違反転用にかかる管理指導事務なども含まれることから、人員面での拡充と担当者の教育、研修体制を新たに構築する必要があります。これが嫌だからということではなくて、お聞きいただきたいのですけれども、この農振地域における手続は、あくまでこの農振除外の審査が先でありまして、それが完了してから農地転用の手続を進めるということになります。

市が農地転用にかかる権限移譲を受けるということによって、農振除外手続自体が円滑化するというような可能性は見込めないと判断しています。うちの市では農業委員会もそういうふう判断しているのです。なので、この権限移譲の問題がさもすばらしい、伝家宝刀のように、これを受ければ我々のところにこういう事業がどんどん進められるのだというのは

錯覚であります。本当はそうあってほしいのですけれども、私も本当にそう思います。しかし、そうではないという現実があるということを、ぜひとも理解をいただきたい。

そして、こうやればどんどん進むのではないかということ、我々があまり期待だけを持たせるのも、これは議員の皆さんも含めて気をつけなければいけない点ではないかと思いません。農業委員会はそういう見識を持っています。だから、ほかの市がなぜ取ったのかというのは、そこを聞かれるとちょっとわかりません。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

先ほど言いましたように、農振除外の後に農地転用がある。順序立てすればそうなのです。だけれども現実問題としても、例えば農振地域に隣接している家、それを広げよう。そのこと自体でも農振がひっかかれば、なかなか非常に難しいのです。例えばの話です。それを農振が一応そこから外されるということになれば、農転手続というのは順序立てはそうなのだけれども、非常にスムーズに行くというふうには私は考えています。実際にそうなのです。

先ほど言いましたように、お配りした資料で、27 市町村が移譲を受けているという話、そのとおりなのです。既に移譲を受けている県内の某市のホームページを見ましたら、移譲を受けたときの文書です。「農地転用の判断基準は国や県が定めていることから今までと変更はありませんが、申請書類の提出部数が減になり、県との二重審査がなくなるなど、申請者の利便性が向上すること」云々というふうにあるのです。私は実務的なことはあまり詳しくありませんけれども、この文面からすれば、判断基準は変わらないし、提出書類は減るし、県との二重審査がなくなって迅速になるし、申請者の利便性が向上するとあります。それで市長が言ったようなことを、それを全部踏まえて今、県の状況は 27 市町村が移譲を受けているのです。そういうことの負荷といいますか、そういうものも踏まえながら移譲を受けている。そういう県下の状況の中で、なぜ南魚沼市だけ——だけではないです。3つあるのですから、だけではないですけれども、この移譲が受けられないのか。理由をもう一度わかりやすくお答えいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

今ほど、その権限移譲を受けるに際していろいろな各市、町から、村もあるかもしれませんが、そういったところからよくなる点だけが言われているかと思えます。しかし、逆の面というのも実際はあるところも、私のほうではそういう話も聞いていまして、いっぱいあるのです。県がやはりやっているからこそ、さまざまな形でこの制度としては農地を守ることが一番大前提の制度ですから、そこをあまり軽く考えないようにやっているということ。本当はやる側は、どんどん緩和されてやりやすくすれば、それはいいかもしれませんが、一方で、この法の趣旨は農地を守ることがあるわけなので、その両方の、表裏一体があるということもあるのです。

なので、なかなかできない理由は私は聞いているのですが、これについては細かいところ

は——先ほど県との意見交換もあった、その席にうちのほうの担当も行っているかと思ますので、いろいろなところにつきましてはちょっと答えてもらいます。理由がなくて、その権限移譲を受けないということではありませんので、その辺をちょっとお聞きいただきたいと思います。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

なぜ権限移譲を進めていないのかという質問でございますけれども、今まで権限移譲を受けた市町村にいろいろ事情を聞きましたところ、毎月の業務、農地法4条、5条の今、権限移譲を受けていない段階では県への進達という手続を取っております。その4条、5条の県への進達の事務を自分たちが決定して、それが市で許可を出せる、そういう形になる。そういうふうに理解して権限移譲を受けたところもあるかと思ますけれども、県から移譲される事務はそれだけではございませんでしたということで、大きな今までと違う新たなものを引き受けなくてはならないということが、引き受けてから痛感したところがあるようでございます。

それは、先ほど市長から答弁いただきました、違反転用にかかる調査、管理、指導事務、その部分が非常に重いということが、引き受けた農業委員会の、どこの方も言うておられます。そのような形で私たち南魚沼市の農業委員会では、まだそこを引き受けるだけの技量がないという、そういうことで引き受けていないという形になろうかと思ます。権限移譲の議論の中で農林水産省が国会答弁で行ったところではありますが、権限移譲に当たっては今までの基本的な考え方をかえるものではないと。権限移譲に際しては農地転用許可基準の緩和は行わない。その権限移譲に当たっては、その制度をよく理解して、適正に運用すると認められる技量を満たしたもので、そういう市町村が総務省を通じて農林水産省に申請をして、認めたものについて権限移譲を行うというふうに解説されておりますので、そこにまだ当市の体制がなっていないということでご理解願いたいと思ます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

今の話、答弁は、そんな権限移譲、当たり前のことです。移譲、それは移譲の「移」の字が違います。委ねるの「委」を使っているのではないですか。これは移行する。全部責任もみんな含めて受ける、そういう覚悟で皆さん、ほかの自治体もやっているのです。そして、申請者のため、住民のため、これからの行政運営のため、いろいろ移住・定住とかそういうものを含めて行政だってそういうほうがやりやすいのです。そのためにいろいろ負荷があり、クリアしないことがあるのだけれども、それを踏まえて、そして今30分の27の市町村がやっているのです。魚沼市でも近々やるような話もありますよね。

そういう中で、今言ったような理由で、なかなかその体制が整いません、技量がまだ達していません。そんなことをやらない理由で通用すると思ますか、市長。私はちょっと市民感覚としてそれはだめだろう。皆やっているし、そういう住民サービス、行政の効率化、そ

ういうふうには頑張ってもらわなければならないというふうには私は思います。

またこれを繰り返すと、大変また同じことになりますので。そういうところをやはり考えてやらないと、ほかのところは皆そうやっているのですから。そんな考え方ですれば農地など全く動かないし、土地利用など進まないし、これだけのチャンスの中でこの南魚沼市はなかなかそういう地方創生みたいなのが一步前に進まないと思いますので、そこだけつけ加えまして、4番に移ります。

4番ですけれども、時間がなくなってきましたので。市長が目指す、若者が帰ってこられるふるさとのために、働く場の確保というのは、市民要望などからしても条件としては大変大きな課題であります。先ほど市長も言っていました。有効求人倍率を例に積極的に進めている地元の企業を若者に知ってもらうということ、これも大変重要なことではありますが、若者が都会で学んだことをふるさとで生かせる企業、産業の振興もあわせて考えることが私は必要だというふうに思うのです。将来、自分のつきたい仕事について働くために大学等に行くわけですから、当然だというふうには私は思います。若者はむしろそこを求めているということから目をそらしてしまつては、行政の施策が空回りしてしまうわけだというふうに思うのです。

ここ一、二年のタイミングで、ちょうどタイミングよく、第2次南魚沼市総合計画の後期計画、そしてまた、それに合わせて総合戦略も見直しが行われます。さらに都市計画マスタープランの改定も迫っているようですので、そういう改定計画にこの農地保全と土地利用の両立による地域活性化計画の具体的な計画を盛り込んであげる。

例えば魚沼基幹病院の周辺については、今までは構想であつて計画ではなかった。それを計画化することで企業の進出を促して、農振除外、それも具体的な話がなければ進まないという市長は言っています。そういう準備、そういう環境を整備することで、そういう企業が帰ってくるのではないですか。そういう計画改定時に合わせてそういうふうを考えながら計画を改定していくと、そういう考え方があるかどうかだけお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 農地保全と土地利用の両立で地方創生の推進を

最初は当初考えてきたところをちょっと申し上げて、不足であればまたいろいろご質問いただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、市で、都市計画の見直しを行つていまして、平成27年に都市計画マスタープランも策定をして、市内全域の土地利用の方針を示しています。平成28年には総合計画と整合性を図って、将来の土地利用の展望を示した国土利用計画——これは南魚沼市計画を策定したところです。これらの計画には既にメディカルタウン構想やCCRC構想などについても、記載がされている。構想に沿って土地利用の誘導を図る方針を示している……

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位4番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、お疲れさまです。傍聴者の皆様におかれましても天候の悪い中、お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

街づくりにおけるバリアフリーについて

今回は大項目1点、街づくりにおけるバリアフリーについてご質問させていただきます。小項目3点にわたって質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、小項目1点目ですが、市内施設、道路等におけるバリアフリー化の進捗状況と今後の方針についてお尋ね申し上げます。

2点目です。多目的トイレの整備状況と今後の見通しについてお尋ね申し上げます。

3点目。南魚沼市で行っております、南魚沼市店舗バリアフリー改装工事補助金について現在の状況と今後の継続、また拡充があるかについてお尋ねします。

壇上からは以上とさせていただきます。

○議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは大平議員のご質問に答えてまいります。

街づくりにおけるバリアフリーについて

第3期の南魚沼市地域福祉計画及び障がい者計画では、公共施設や道路のバリアフリー化を計画的に行いまして、安心快適な生活環境の整備に努めることとしています。まず道路においては、いわゆるバリアフリー法、正式名称は「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という名前ですが、このバリアフリー法に規定される特定道路に、南魚沼市の市道については浦佐駅周辺の3路線が指定されています。現在はゆきぐに大和病院前の市道、公園通り線で改良工事、約110メートルですが、ここで実施をしているところであります。現況の車道と段差があるマウントアップ歩道——これは段差が20センチで有効幅員が1.7メートル、これを段差の少ない、今は非常によくなっていますね、セミフラット歩道——これは段差が5センチで、有効幅員が2.3メートル、これに改良して、さらに点字ブロック——視覚障がい者誘導用ブロックが正式名称ですが、この設置を行い、今年度中に工事を完了する予定であります。現在、一般的に歩道の新設整備を行う場合には、セミフラット歩道を基本としています。今後も市道で歩道の新設する際には、バリアフリー法を念頭に置いた整備を必ず行っていききたいと我々は考えているところであります。以上です。

〔「全て、3番まで」と叫ぶ者あり〕

失礼しました。2番目、多目的トイレの整備状況と今後の見通しであります。例えば市内の多目的トイレの整備状況ですが、これは例えばですけれども、新潟県のホームページ上で「にいがたバリアフリーマップ」というのがありますけれども、これで確認することができます。お持ちですね。あれでできます。これは申請があった県内の公共施設、観光施設な

どのバリアフリー情報が掲載されているものです。南魚沼市では現在 150 の施設が掲載されており、このうち車椅子の対応トイレは 87 施設あります。オストメイト、最近よく増えてきました。オストメイト対応のトイレは 8 施設となっております。

今後の見通しや整備される施設の傾向についてですが、先ほど申し上げた、いわゆるバリアフリー法により、一定規模以上の施設の新設等の際には車椅子対応トイレの設置が義務づけられている。当然ですけれども、そうなっています。

新潟県福祉のまちづくり条例の中でも、「県、市、事業者は、自らが管理する施設において、高齢者や障がい者が安全かつ快適に利用できるように配慮と整備を努めるもの」とされておりますので、法律や条例にのっとった形で整備が進められていくものと考えておりますし、私もそうしたいと考えております。今後は高齢者の増加、障がい者の皆さんの社会参加、子供連れの皆さんの外出の支援、これらによりまして、さらに多機能化したトイレのニーズが高まるとも予想されています。なので、南魚沼市としては公共施設の未整備の箇所については、大規模改修時などにあわせて整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 点目であります。市がことしの春から行った店舗バリアフリー改装工事補助金の件であります。市の店舗バリアフリー改装工事補助金は、市内中小企業の事業活動を支援するとともに障がい者の皆さんの社会参加を促進するため、今年度より開始した補助制度であります。今年度の申請件数は 8 件。業種別では飲食店 4 件、宿泊施設が 4 件となっております。主な工事の箇所は、トレイの洋式化、また手すりの設置、これが 6 件ありました。出入り口のスロープの設置が 1 件あります。店舗の床の段差を解消したいという工事が 1 件ありまして、交付決定の総額は 305 万円となっております。今年度の受け付けは終了しましたが、障がい者や高齢者の方が利用しやすい設備を増やしていこうということは、当初から考えてこの補助金をつくりました。申請件数などの状況を見ながら、飲食店、宿泊施設におけるバリアフリー化の支援を進めていきたいというふうと考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

簡潔かつ明瞭な答弁をありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、浦佐周辺というお話も出ました。確かに今整備していただけていて、だんだん便利になっていっていると思うのですが、同時にですけれども、3 町合併により生まれた南魚沼市、やはりそれぞれの地区の中心市街地、中心地というのがあると思うのです。そこがやはりまだ、なかなかバリアフリーになりきれていない。例えばですけれども、車道と歩道に段差があります。本当にちょっとスロープ状になっているところもあれば、わずかですけれども段差がある。そういうところが車椅子の方にとっては、ちょっと上るのも大変なときがある。特に冬の雪があるような状況ですと、なかなかそういうところに不便があるとか、

ほかに音声信号がまだ整備されていない部分もあると。やはり銀行さんがあったりとか、郵便局さんがあったり、日用品を買いに行く、そういう町の中心市街地の整備、再整備も行っていく必要があるのかなと私は思うのですが、お考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

当然そうだと思います。福祉課のほうですか、福祉マップというのをつくっていますが、それにも障がい者の皆さんに入ってもらって、その評価をしてもらいたい。なので、よくこの議場でも前から話をしましたが、我々がよかれと思ってやったスロープが、本当は使う人から見るとものすごく使い勝手が悪かったりとか、トイレのこんなところに何でこんなものをつけてしまったのだろう。ぶつかるとか、いろいろなことがあるかと思います。

やはり道路などもそうですが、我々の理屈ではなくて、使われる、本当に使用される人たちから評価をいただきながら、また計画段階からもそれに組み込むということがこれから大きな視点になると思います。このバリアフリーの例えば補助金・・・も、そういった視点も持って本当にやっているかということをやっと、今、言いながら、大丈夫かと思いながらもいますので、またそういうことに本当に細心に配慮しながらやっていく必要があるかと思えます。全て音声信号もそうですし、点字のあり方も、さまざま我々がつけて、つけたけれども実は、というものもあるのかもしれない。そういったところを見直していくのが大事なことかと思えます。全体に進めていきたいと思えます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

今、市長がおっしゃったとおり、やはり使われる方が快適に過ごせる。これが一番重要だと思います。ぜひ、そういった方々のお話を聞く機会を増やしていただきまして、計画的に再整備等も含めて進めていただければと思います。また、公共交通機関の駅の問題ですが、具体名を出して申しわけないのですが、例えば浦佐駅。浦佐駅と六日町駅は1回上り上がって改札を出てから在来線においていくというやり方をしているのですが、六日町駅は上がるにしても下がるにしてもきちんとエレベーターがある。浦佐駅は上がるのはあるのです。新幹線まではあるのです。だけれども、下がる在来線がない。これが非常に車椅子の方を含めて高齢者の方、こういった方々にとってはなかなか利用しづらい状況になっている。もちろん、これは市の施設ではなくて、JRさんの施設ですので、市が今、予算を付けて云々ということはないのかもしれないですが、ここをぜひ力を入れていただきたいところですけどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

その答えについては担当から細かく答弁申し上げます。これは前から課題になっていることです。なぜかということと、あと、どのくらいならできるかとか、市のほうはやりたいということを行っているわけですが、なかなかJRさんの関係あります。

ちょっとだけ答弁漏れなので、歩道の件がありました。段差があるところがまだあるということですが、なかなかこの歩道の高さに合わせて、今まであった歩道に合わせて住宅の出入りなどの部分も造成されているところもあって、なかなかそう簡単に歩道の高さが今の基準にそっくりやっつけていけるかという、なかなかちょっと難しい点もあるので、ここはちょっと言葉を足しておきたいと思います。

J Rの特に浦佐駅のことにつきましては、担当のほうからちょっと話をさせていただきます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 街づくりにおけるバリアフリーについて

今ほどの浦佐駅のことについてお答えいたします。国土交通省ではこのバリアフリー法に基づきまして、鉄道駅のバリアフリー化に関する基本方針を定めています。かつては利用客が5,000人の駅ということで進めておったのですが、近年では3,000人というような中で、3,000人以上の利用がある駅を中心にバリアフリー化を進めていこうという目標を持っていらっしゃいます。しかし、1日の利用者の平均が3,000人以上の駅というのは全国で3,000駅以上ございまして、それに順次取り組んでいるような状況でございますけれども、今現在、平成29年度の数字だったかと思いますが、大体89%くらい整備済になっていたかというふうに思っています。

一方、浦佐駅ですけれども、こちらの利用客数につきましてはここ数年1日平均大体2,000人台というようところで推移をしております、国土交通省の基本方針にはちょっと達していないという状況でございます。今後、人口減少が進むということの中で3,000人以上の利用客数を確保するというのは、非常に難しいことかというふうに思っておりますけれども、魚沼基幹病院、または国際大学、国際情報高校、これらの立地、これらの特殊性を十分考慮いたしまして、障がい者または高齢者の方々、またベビーカーを押す方、そういった利用者のことを考え、より多くの利便性を高めるために引き続き、エレベーターの設置について要望してまいりたいと思っております。

要望につきましては、平成26年に市議会、そして南魚沼市身体障がい者協会、そして南魚沼市の連名でJ R東日本の新潟支社のほうに要望しております。その後、新潟支社の担当からも接触がございまして、そういった状況になったときには財政措置も含めて相談させていただきますという話をしているところですが、今まだ2,000人台という状況の中でその俎上にはちょっと乗っていないのかというふうに考えております。また、一度きりしかしない要望では効果が薄いと思いますので、その後も継続して市のほうから要望している状況でございます。以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

わかりました。今、課長の言われたとおり整備状況についてはそういった状況なのだと思います。また、国土交通省で交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直し検討ということで8月1日に行われたのを私も確認しました。ちょっと中身を見るとなかなか駅のエレベ

ーターの内容ではないのかなというところもあるのですが、今、国もこういう見方をしていますし、それに加えて今、社会で高齢者のドライバーが問題になっています。やはり、高齢者の方が車を運転できなくなったら何で移動するのかということもありますので、またそういった社会情勢のことも踏まえて、市からも強く要望していただきたいと思います。

何よりも、あの浦佐駅は9月22日に観光案内所のMYUもオープンしますので、そういったところもあわせて、ぜひ、強い要望を市のほうから出していただけるよう、お願いしたいと思います。それでは1点目につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。

2点目の多目的トイレの整備状況と今後の見通しについてです。こちらについてもやはり市長の答弁にもありましたけれども、非常に多目的トイレは、やはり多目的という名前だけあって、いろいろな方が利用されるわけです。障がい者の方だけでなく高齢者の方、また幼児を連れてお母さんとかも利用されるわけです。うちの市は結構いろいろなイベントをしていると思うのです。たくさんの方から来ていただいている。こういうイベントが開かれる場所に、ぜひ、多目的トイレをもっときちんと整備をしてもらいたい。

例えば具体例を挙げさせていただきますれば、銭淵公園。あれだけ桜の名所で大変きれいな桜が見られるわけですがけれども、なかなかそういったところで多目的トイレが整備されていないと車椅子の方とか障がい者の方、高齢者の方、もしくは子育て中のお母さんがなかなか行けない。やはり楽しいイベントを共有するというのが、これからの共生社会においても必要なことだと私は考えますので、この点について、もし、ありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

具体的などころで銭淵公園の名前が出ました。私も議員各位も、障がい者の皆さんと、いろいろお話をしたりご意見をいただくということは多いと思いますが、私もなるべく努めてやっているつもりです。それで、その団体の皆さんから市長就任後の最初のころからもう出ている話に、やはりトイレの問題があるのです。つい、この春にあった会では、この銭淵公園のことを言われました。あそこにトイレがあるけれども、と言った瞬間に、ああしまったと思ったのです。多目的なトイレではありません。やはりちょっと狭いですね。皆さんが言うのにはふれ愛支援センターの側に入るとあるのですけれども、あそこまで行くことが難しいのです。やはり大変なのです。そういうこともあって、あそこは市長、何とかありませんかという話がやはりありました。

自分もそう思っていたところだったので、これはぜひやりたいと思っているのですが、1つ目は銭淵公園のリニューアルといいますか、伝世館もあのままでもいいのかということをよく議会でもちょっとずつ話をしていると思います。あそこについては今、意見聴取をしております、ここの活性化についていろいろな意見を求めて、リニューアルをかけていこうという方向に結びつけたくて、今やっております。そういう一環も含めて、あそこのトイレについては、前向きに検討していきたいと考えております。ほかにもイベント会場になるとこ

ろがありますが、例えば浦佐の場合は県営の施設だったり、いろいろございます。みんな考えてサービスの均等化といいますか、平均化を図っていくべきではないかと思っています。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

市長のかなり前向きな答弁をいただきました。また、多分、これは厚生労働省が調べた結果だと思うのですが、多目的トイレに関するアンケートで、多目的トイレを利用される障がいのある方とかで、84%の方が待たされた経験がある。やはりイベントのときになれば人がいっぱい来ますので、どうしてもトイレが混んでしまう。だから、今あるもの——先ほどは多分、奥只見レクリエーション都市公園のことだと思うのですが、ああいうところはあるのですが、今あるからといってよしではなくて、イベントにいっぱいの人が集まったときに対応できるか。通常でしたら例えばいろいろなイベントがあるときは、仮設トイレを設置したりとかそういうこともできるのですが、なかなか多目的トイレが必要な方はそれでは使えない。

そういう中でぜひ、今、銭淵公園のことを例として挙げましたが、それだけではなくて、市で楽しいイベントをやるのだったら大勢の人から来てもらう。その中でやはりトイレの心配をしなければいけない方々がいる。では、どうやっていくかというのは、やはり議論していかなければいけないところだと思いますので、ぜひこの点を申しわけないが、もう一度ご答弁いただければと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

その方向で、常にそういうことを想定しながらいろいろなことをやっていきたいと思えます。本当に大事なことだと思っておりますので、よろしく申し上げます。前向きにやらせてもらいます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

市長から前向きにというお言葉もありましたので、それを信じて期待しておきたいと思えます。では、2番目に関してはこれで終わらせていただきます。

そして3点目、バリアフリー改装工事補助金、今後継続されていくという中で、大変非常にいいことだと思うのです。ただ、ちょっと1点、かなり申しわけないが、今回、踏み込ませてもらうと、これは申請をしてもらって補助金を出すという形です。言ってしまうと、悪く取らないでいただきたいのですが、受け身のやり方です。例えば行政のほうから現状——先ほどそういった団体の方から意見を聞いてという話もありましたけれども、例えば行政のほうでそういった意見を聞いた中で、ここに民間のこういった施設にバリアフリーをしてもらえればすごく利用される方が助かる。そういうのを把握して、こちらから我々のほうからも補助金を出すのでできませんかと、こういう申し入れはできないものか。ちょっとその点はいかががでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

一般論から言ったら難しいと思います。やはり相手の資産に関することだし、相手のこれは事業者負担が発生するということから、普通であるとなかなか言いづらいと思います。しかし、そこが担当者も含めて、例えば私の立場も含めて、議員の皆さんもさらに含めて、そこが人間関係だと思えます。そういうものがあるけれども、ここはこうやって直したらどうだということを、当たり前の言い方としてはできませんが、人間の関係の中で、ここはぜひそういうふうにしてもらいたいということに向こうが受け取る人間関係があれば、やはり話をしていくのではないのでしょうか。なので、行政的に、公的な形で言うことはできないと私は思います。しかし、それ以外の方法も道は幾つでもあるというふうに思います。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

確かに相当難しいことを申し上げたということは重々承知なわけですが、やはりこれからは攻めの行政といいますか、共生社会、いろいろな人たちが快適に暮らせる社会をつくるためにはこういったことを行政が率先してやっていかなければいけない。その中で制度がどうなるか。本当に公金ですので、それを恣意的に運用することも当然できないわけです。だから——失礼、別に市長が恣意的に運用していると言っているわけではないのですけれども——そういうこともあり得る中で提案型というのはなかなか難しいことは重々承知ですが、ぜひ、公的に難しいという話でしたら、では、どういうふうにしたらできるのかというところを検討していただいて、今後制度化できるのか。それともどういうふうにやっていくのか。ちょっとそういうところを考えていただきたいと思うのですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

まず、これは初年度だったわけです。初めて営業向きの皆さんが使えるリフォームといいますか、これまで個人住宅だけだったのです。ここに一步踏み込んだというところも大きかったと思います。これを使った皆さんのそれによって、それぞれのご商売等が当然そういう皆さんも入ってきていただくという中で発展的に商売もうまくいっているということの姿が多くなっていくこと、これが一番だと思います。そういうことにも必ず2年目はまた話がつながっていくだろうと信じて、できればこういったことを継続していけるかどうか。また新しい予算でも考えていかなければならないと思います。

なので、卵が先か、どちらが先かみたいところがありますが、先ほど言ったような、ここがこういうまちになったらいいなと思う議論が沸き立ってきて、初めて我々がどうしてもやってくれということではなくて、自発的に皆さんからぜひ、うちもそういうふう直しますよという気持ちになって、まちというのは変わり、表情のいいまちになっていくのではないかという思いがある。それに対する、呼び水と言ったら甚だ失礼な言い方だけれども、そ

うということにつながるように行政は正面からちょっとずつ、何ていうのですか、向きをつくっていくことも必要ではないかと思っています。その辺で頑張りたいと思っています。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 街づくりにおけるバリアフリーについて

大変難しいことなので、そこまで言っていただいたということでよししたいと思います。

最後に、今回バリアフリーについてお話をさせていただきましたが、やはりバリアフリーというのは今回あげなかったことのほかにも、マップという話が出ましたけれども、情報提供のあり方とか、災害時どうするかとか、そういうことも今後考えていかなければいけない問題だと思うのです。やはり高齢者の方、障がい者の方を含めてあらゆる方が快適に過ごすことができる南魚沼市、これを実現していくのが最終的な目標になっていくかと思っています。ぜひ、このことについて市長から所感等があればお聞きしまして、終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 街づくりにおけるバリアフリーについて

午前中もどなたかの議員からの話もあったように、ここがロコミですばらしいまちだよと、住みやすいよ、ということが伝わっていかなければ人が増えてこないという議論をしましたけれども、そのとおりだと思います。なので、それにはどこか虐げられた層があったり、そういう個別具体的な何かそういう障がいをお持ちの方が住みにくいとか、そういうことはあってはならないと思います。

さまざま全てのことをやはり我々が考えながらやっていくのが行政だと思いますので、我々にとって住みやすいということは人が来ても住みやすい。そして帰っても来なくなる場所になるというふうに信じてやっていく中の1つのやり方かと思っていますので、これは鋭意、また皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。まちづくりだと思っています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位5番、議席番号3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 本日は「四季島」も六日町駅に到着しまして、先ほどもありましたけれども、2週間後の9月22日には浦佐駅に観光案内所MYUがいよいよオープンいたします。当日は浦佐駅まつりや、雪国のうまさに酔いしれるということで「米と酒 魚沼の陣」、あわせて毘沙門通りでもお祭りを開催するといった非常に楽しみなイベントが開催されるようでございます。たくさんの皆様からお越しいただきまして、MYUの誕生を皆で応援できればなと思っています。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

南魚沼市のガストロノミー振興について

このたびは大項目1点、南魚沼市のガストロノミー振興についてでございます。来月10月1日より12月31日の3か月にかけて、新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーン

ンが展開されます。新潟県、庄内エリアの両地域が共通する食、酒等の魅力を中心に、食を育んだ歴史や伝統、暮らし、風土といった背景と食で地域のストーリーを伝える仕組みづくりを、日本海美食旅、日本海ガストロノミーとして進めていくものでございます。

まず、ガストロノミーとは何かと申しますと、ガストは胃を示し、ノミーは方法、学びを意味し、美食学とも訳されております。旅において食は大事な要素ですが、ただ食を楽しむだけではなく、食を旅の主目的として位置づけ、その土地の風土や伝統が織りなす食文化をまるごと体験することであり、欧州で始まった新しい旅の形態がガストロノミーでございます。

今や世界的なローカルシフトやヘルシーブームの追い風を受け、食に対する関心は世界的に高まっており、かつては料理業界では美食という意味合いが強かったガストロノミーも、現在では食の多様化を楽しみ、生産地を訪れ、農家体験や料理体験などを行うツーリズムの分野として地方創生の大きな役割を果たしていくものと期待をされております。

現代の旅のニーズは、「モノ」を推し、売る時代から、わざわざ旅をしてまで食べたい「コト」と「トキ」に変わってきております。当市は南魚沼産コシヒカリの産地であることは言うまでもなく、雪と共存する食文化を持ち、たくさんの発酵食、保存食が今も生活に息づく質の高い食文化がございます。

このデスティネーションキャンペーンの機会を最大限に生かし、その効果を短期的ではなく、その後続くものとしていくことが重要であり、官民が一体となった体制を構築し、効果的な事業展開に取り組むことで、デスティネーションキャンペーンを契機とした、さらなる交流人口の拡大につなげていく絶好なチャンスのと看做しております。当市の課題は、磨かれず眠っている素材があることと磨かれた観光素材を関連する産業と結びつけること、そして、地域の総合的プロデューサー的な人材群であると私は感じております。

そこで、以下について市長の考えを伺います。1点目、南魚沼市におけるガストロノミーの展開はいかに。2点目、観光に必要とされる人材群とその育成はいかに。3点目、観光振興を展開していく組織体制はいかに。4点目、以前、議場でも申し上げましたが、六日町駅前ロータリーの利便性はどのように進んでいるか。その4点について伺うものでございます。

壇上からは以上でございます。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、目黒議員のご質問に答えてまいります。

南魚沼市のガストロノミー振興について

ガストロノミーの振興です。1点目はそのガストロノミーの展開であります。今ほどガストロノミーについてはもう全部ご説明いただきましたので繰り返しません、一番、ストーリーとかそういうものを大切にしている食文化というかを、我々のほうから言えば、この場所に来ていただいて、体験してもらおうというふうに理解しているのです。既に南魚沼市にとっては長い冬を越えるために発達をした、これも雪に絡むことですが、発酵、そして

保存食、それから雪国ならではの独特な食文化。きょうも先ほどお話をいただいた四季島ですね、これも朝食は我が市のゼンマイ煮物から始まり、そういう南魚沼独特の食文化を楽しんでいただいています。非常に好評だったそうです。びっくりしたくらい好評だったそうです。大変うれしく思いました。これらがありまして、近年では、米麴を使った発酵食品などに人気が集まるなど、非常に知名度が上がってきていると思います。

雪国観光圏事業の取り組みやそれから事業者の皆さんの努力にもよりまして、それぞれ雪国特有の自然、風土、文化、暮らしなどのさまざまなこういうこともメディアを通じて、今、発信が行われているのではないかと思います。雪国のブランド化も着実に浸透してきているのではないかと考えています。

そういう中であって、四季島もそうでしたが、たまたま重なってきているのです。デスティネーションキャンペーンの問題、それから雪を通じた文化性を訴えようとしている国民文化祭もそうですけれども、何かこの秋に集中してきている感があります。これはたまたま、偶然です。

このデスティネーションキャンペーンは当市においても大きなPRの機会でありまして、非常に大きなはずみになるのではないかと考えております。本気井も大変盛り上がってきておりますので、まだまだこれまで知られていない食資源なども探しながら、いろいろなことを模索しながら、地域の民間事業者の皆さんと連携をして、この食文化を発信するガストロノミーの展開をしていきたいと考えています。非常にいい向きになってきているのではないかと私は思っているものであります。多くの方がこれに取り組んで、自分たちも参加していくということが大事だと思っております。

2つ目に観光に必要とされる人材群とその育成の問題です。平成21年のNHK大河ドラマの「天地人」の放映後、継続して民間で地域おこしとかシティプロモーションを推進するために、例えばアフター天地人というような取り組みの中から食によるまちおこし、この最たるもの、やはり牽引役になったのが、私はきりざいDE愛隊の皆さんだったかと思えます。現在では県内外との多様なネットワークの形成につながってきており、これらをもとにして本気井も進められ、先ほど1番のほうでも答えたような流れに、いい形で推移してきたなと思っております。

しかし、この流れの大きなところは既に経験してきているのです。戦後始まったスキーの民宿さんなどでは、まさにこのガストロノミーではなかったかと思ったりもしているのです。それが今は言葉が変わって、ガストロノミーになってきているということかと。だから、非常に脈々とした我々の食文化をきちんと伝えていく、素朴であるが、しかし質朴の中にすごく「ぜい」といいますか、そういうものを感じさせるものがあるということを知っているはずであります。

人材群ということではありますが、例えば最近よく言われる熱海、湯布院の中における、やる気のある民間プレーヤーをキーワードに、観光地のいろいろな活性化が進められている。そういう成功例もたくさん出ています。いろいろな角度から人材群といってもひとくくりで

はなくて、あると思います。インフルエンサーの問題ですね。きょうの午前中にも話があった、発信力のあるブロガー、そういったような方々も非常にあるかとも思います。

これをみずからが本当はここに住んで、自分たちが知っている人間がどんどんやること。そしてそれを外部の皆さんの、外部の力を借りることが大変必要な。なので、内なるものと外なるものの人材群というものがあると私は思います。

育成まで述べるということはなかなか難しいのですけれども、今ほど言ったようなことを着実に進めていく中で、それそのものが育成に変わっていくのだらうと私は考えているところであります。

3つ目の観光地域を振興していく組織体制。これは前からの持論であります。今一番の問題は、私は自治体の長なのに言っては申しわけないのですが、自治体ごとに観光が区切りになっていることが一番の問題だと私は思います。これはもうかなり古いと思います。そのために昨年の夏、姉妹都市のオーストリアを訪ね、向こうの事案を見てまいりました。州法による観光法もあって、それに支えられる形で、いわゆるベッド税の宿泊税が整備をされており、それらが完全に持続可能な地域づくりの形成、観光づくりをきちんと補完をしながら、ずっと持続させながら発展しているという姿を見ました。

もう一方で、この自治体間、今のうちで言うと、それぞれの市の観光協会とかがあるではないですか。これらが大同合併をしてDMOをきちんとつくり、今までいっぱいあったものを束ねられたところが、全部伸びています。そして、そこを躊躇してできなかったところが、全部沈んでおります。これは目の当たりにしました。

これらも含めて日本の観光庁もさまざま考えられ、今いろいろな形でかじを切り、今私どもが参加している雪国観光圏は、このDMOを観光庁からは観光地域づくり法人と呼称を変更するように通達があったというぐらいで、その組織体がどうあるべきかというのは、国も観光によりやくやくと乗り出してきました、その大きなものとしてこの組織体のつくり方というのを、非常に手を入れようとしているのではないかと思います。

これらに、別にそこがあるからということではありませんが、我々も例えば雪まつりでは湯沢町とか六日町にいっぱい宿泊しているのではないかと思います。十日町市は宿泊施設が少ないですから。

なので、既に自治体の境界線を越えたことが、そこを突破できる最初はやはり本当は観光であるはずで、まだそこに至っていない我々のあり方が何か、何をかいわんやというところが私はあるような気がしております。これらは簡単なことは言えませんが、必ず取り組まなければいけない大きな方向性だと思っております。

4つ目の問題であります。駅前ロータリーのところです。まず、現状から説明させていただきたいと思います。これは過去、目黒議員からも平成30年3月議会で質問されています。前回の部分と重なる部分もありますが、現状から説明します。

まず、六日町駅前ロータリーですが、路線バス事業者が停留所及び待機所として、またタクシー事業者が乗降所及び待機所として決められた区画を使用しています。それ以外にも病

院とか旅館さん、ホテルさんとかの送迎バスなど、また一般市民の皆さんの送迎車両も利用しています。あのロータリーだけではなくて、一部隣にも送迎用のスペースというのはあるのですけれども、やはりあそこに車が横付けで乗られますから、そちらを利用される方が多い。これらの中ではいろいろなやはり問題、課題も出てきていると思います。

ただ、駅前ロータリーの使用方法、使用区画の変更、これをしたいという思いが我々にはあるわけです。申し入れもしていますが、現在ロータリーを使用している交通事業者の皆さんの理解と協力が不可欠であって、なかなか前に出ないというのが現状であります。

これらにつきまして、今、市民の皆さんからも例えば市民バスの乗り入れのこととかいろいろあるわけです。これらにつきまして、早急にテーブルに上げ、やはり議論していく必要があると思います。今のところはなかなか既得権的なところもあるでしょう。それから民業の圧迫というものもあるかもしれません。さまざまな視点があり、なかなかご協議に応じていただけない点もありますけれども、ただこれは先ほどから、いつもテーマに出るお年寄りが増えていく問題、足の問題、今、バス券とか免許証返納の問題とかある中で、必ずこれは利便性を考えてやっていく中には六日町駅のロータリーの部分に、どんな障害とかハードルがあっても議論していかなければいけないというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。今のところなかなか前に出ておりません。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

市長のご答弁の中にございます、思いとか方向性とかというのは、私も同じように感じております。その中でもう少し深掘りしながら意見交換できればと思って質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、この地域は元々スキーの観光からという話もございまして、恐らく魚沼産コシヒカリというのもスキーに来たお客様から、このコシヒカリのおいしさが伝わっていったという歴史もあります。そういう意味での伝え方という部分でも、非常に昔からこの地域は知らず知らずとつくり上げなくてもできあがってきたものだなと思っております。

そういうところを見ていますと、観光だけではないかと思うのですが、つなげること、重ねること、組み合わせること、これが大きくパワーアップをしていく方法かと思っております。つなげるといいますと、資源をつなげること。あるいは分野をつなげること。あるいは地域をつなげること。そして人をつなげることだと私は理解をしております。そういったつなげたものを重ね合わせて、そしていろいろなものと組み合わせることでインパクトある商品が、魅力が展開できると思っております。

そういう意味で先ほど市長もおっしゃっており、米というのも「コシヒカリ」という名前だけではなくて、今、生産者も入って一緒にやっていて、そういう部分でつなげているという部分もあります。重ねるといふ部分ですと、ちょうど今、デスティネーションキャンペーンとMYUもオープンする、あるいは四季島も到着するという部分で、重なると非常にインパクトが生まれるということもありますので、それをどういうふうにつくっていくかという

ところであるかと思うのです。

見ていますと、本当に南魚沼市で展開しているものというのは、非常に一つ一つがある意味、大きなものがあると思っていますのですね。先ほどおっしゃっていただきましたけれども、本気井もそうですし、その前、天地人のときですと「お発ち飯」というのもあったり、あるいは雪国A級グルメがあったり、ご当地グルメがあったりという感じで食の展開もさまざまされております。イベントを含めてもグルメマラソンとか、グルメライドとか、ちょっと継続が難しくなってきたコシヒカリRUNとか、そういったもの一つ一つが、ものすごく展開はされているのですが、何となく点のままずっと来ているような気がして、それを何とかつなげていく展開がガストロノミーの南魚沼版かと思うのです。その辺、市長はどのように今、考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

なかなか重いテーマというか、簡単に答えは出ないです。ただ、今回、新潟日報社さんが主催をしてやってくれる、未来のチカラキャンペーンの中で、これを聞いたときやはりうれしかったですね。自分が思っていることを人の力でやってくれるというか、前からも含めて私は今回浦佐駅でやるのが酒の陣ですよ——「酒の陣」と言っただけではいけないのだな。魚沼雪国の酒の陣かな、名称がちょっと使用できないということですが、お酒、うちの市の特徴は雪から始まり、その中でつくられるものとしていっぱいありますけれども、全部をつなげるものは、我々もそうですけれども、特に食に関しては、お酒が真ん中に来ているような——飲めない人には悪いのですが、あるような気がしてなりません。

なので、今、新潟の朱鷺メッセで酒の陣、本当のやつが行われていますが、あそこは箱の中でやっているわけですね。失礼な言い方で申しわけない。いいのです。すばらしいのですけれども、あれが本当にビジュアル的にもそして食のほうにも全部結びつけてやるなら、南魚沼でやる最大のまつりは、本来は酒を中心にしたところで語るとお米も話ができる。いろいろな美食というか、我々としては美食でもない、本当に当たり前、素のままの食べ物ですけれども、これらが全部網羅できるのではないかという思いがあって、観光資源的にはそういうところ。これら例えば鮎のまるかじりもあるかもしれませんが、全て酒が脇にない限り、楽しいものであるかどうかということも含めて、これはすごい資源を持っていると思います。点ですけれども、点をつなぐ最大のものを、我々は片方の点として持ち得ているということをお忘れにはならないという思いがします。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

市長のおっしゃるとおりでございます。ただ、その酒、米とあるのですが、先ほど言ったとおり、酒と米だけでは今まで展開しながらもう一つというところで、スポーツということでマラソンとかライドをくっつけてきた。あるいは先ほど広域の連携もあったのですが、自治体同士の連携でこのガストロノミーを進めている、全国的に進めているというのが「ON

SENガストロノミーツーリズム推進機構」で、今現在調べるとそんなに多くはないのですが、全国で4県30市5町の39自治体というところがございます。

温泉とその地域にある食と地域の観光地をウォーキングでつなぎながら、この地域の食文化、あるいは地域の自然、あるいは地域の魅力を伝えるというのが、その推進機構の目的であります。温泉地をめぐって、食べて、つかって、自分のペースで温泉地を歩きましょう、みたいなのが展開をされているのですが、そういう形を行政だけではなく、やはり民間も一緒になってつくっていく時期なのかなと。一つ一つがイベントとしても、商品としても南魚沼市が誇れるものがある中で、何となくその一つ一つが野球だと単打単打でいけば1点ずつ入るのですが、やはりホームランも必要だと思うので、そういう意味で少しまとめるような感じを——まとめるという言い方はあれですけども、つなげるような感じ、組み合わせるような感じ、あるいは重ねるような感じをつくっていく必要があるのかなと思っているのです。答えづらいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

そのとおりだと思うのです。例えば本気井のやり方も、広義の、広い意味で言ったらそういうことなのか、一つにまとめようとしてやっているのかもしれませんが。これはちょっと今聞いて、全然反論するつもりも全くありませんし、いいばかりの話だと思います。前回でしたか、目黒議員から、多分、観光コンベンションの話とかも出ていると思います。そういったことなのかと思うことや、ちょっと質問の順番が下ってしまうかもしれませんが、先ほどのDMOの問題とかも全てやはり、そういうところも含めて、何かもうちょっとそれを仕掛けていく集団というか、まとめ上げるということも大事ですけども、そういうところ。これを狙おうということをやっていくというような母体というかが、観光協会も含めてできあがっていくといいなと思っています。一つ一つは非常に3割バッターとかいい選手がいっぱいいいると思うのですが、全員野球になっていないという感は免れないと思います。これは担当部長、課長がどう思っているかちょっと聞いてみたいと思います。答弁させます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 南魚沼市のガストロノミー振興について

担当から、ちょっと重いテーマではありますが、やはりつながるという意味では、単打ということもありましたけれども、私たちは長期的な目で見ていまして、DESTINATIONキャンペーンというのは年4回あります。そこでうちはたまたま今回10月から12月であります。プレでやっているところが今、群馬です。来年、4月、5月、6月は群馬なので、うちがアフターと重なりますので、そこはまた連携していきたいと、雪国観光圏の関係もありますし。その後が今度、来年は3回で、ちょうどあいているところが2020オリパラであります。そこにどうやってつなげていったらいいかと、そこら辺は線で考えております。ただ、目黒議員の言うように単打単打ということに関しましては、ちょっと私のほうからは意見はございません。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

単打単打のちょっと言い方は申しわけございません。一つ一つがすばらしいものだと思います。言うとおりで、元々グルメマラソンとコシヒカリRUNというのは、立ち上げるときに一緒のセットだったのですね。春は田植えに来て、田植えをされた米を見るためのグルメマラソンで、秋に収穫のコシヒカリRUNというので、つくったところと収穫したところでまた食べてという流れがあったのですが、これが結局一つ一つの事業になってしまったので、1つが欠けたという形になってしまうのですが。

これは先ほど市長が言ったとおり、やはり1つ、まとめる場所、観光協会なのかとあるのですが、1つそういった部分の中で、2番目の質問の言い方が悪かったと思うのですが、私は人だと思っております。1人、やはり全体のプロデュースできる1つのところに集約しながら、一つずつの事業が展開するのは非常にいい形だなと思っているのです。そういう意味で2番目の質問に入るのですが、そういうもので質問させてもらったところでございます。

今回、国際交流員も来まして、非常に前向きで若くて、この前お話をしましたが、非常にいい人材が来たなと思っているのです。人材を育てていくという形の中で、どうしていこうかと、ずっと天地人以来いろいろ自分なりにも考えてきたのですが、なかなか難しいと思います。そして、各成功地の自治体からしますと、非常に予算をかけながらカリスマ的な存在の方を呼び込んできて、一つにまとめながら展開するというのも確かにございます。

そうするにはさすがに予算的な部分もございますので、ふと出てきたのが、かつて国土交通省が観光に力を入れようとしたときに最初につくった、国土交通省が認定した観光カリスマというもの。全国で100名弱くらい選定をして、国ですから各県の予算をみんなくっつけて、日本の力にしようという展開の中で、観光カリスマというのを、観光振興に成功した、導いたとか力のある方を認定したという制度がございました。

その100名弱のうち、4人が新潟県から選出されておまして、南魚沼市からも1人入っております。そういった4人の新潟県から選ばれた国土交通省認定の観光カリスマが、今度、県は新潟県認定の観光カリスマをつくって、今現在、新潟県の観光についていろいろ研究をしながら展開を進めてきております。

そういう形で1つのものの素材を深掘りして行って磨く。それがそのまま観光資源として生きてくるものだと思いますし、またそれを磨けば磨くほど地域に対する誇りも生まれてきます。先ほど市長が言った口コミというのも、やはり深掘りしていくことによって誰かに話してみたいとかという形に進めてくるのですが、そういう国の観光カリスマがいて、新潟県のたまたま観光カリスマがいるとなれば、南魚沼市認定の観光カリスマをつくりながら、この南魚沼市の観光を先導してもらおう。そういった部分のところから進めていけば、先ほどDMOまで観光圏は行っているのですが、なかなか身近に感じない部分もあるので、南魚沼市ばかりではなく、広域でいかななくてはいけないと思うのですが、やはり自分のところもいかななくてはいけないので、そういう意味で南魚沼市認定のカリスマをつくりながら、そこで人

材育成もしながら、地域の観光素材も磨いていくというやり方はどうかと思うのですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

今、口を挟むところがないくらいそういうことができればいいと思うのですが、うちの市はやはり人材が多いですね。県でもすごく認められている、例えば岩佐さんがいらっしやったり、雪国観光圏はいろいろなことがすごく、やはり進めるのは大変です。それこそ歩きながら考えている人だと思いますけれども。今、例えば ryugon の井口さんであるとか、あとは中島すい子さん、まさにカリスマみたいな気がします。あのミケランジェロの石川雲蝶さんのああいうことをやったりとか、さまざまな方がいらっしやいます。あと、それぞれ旅館の女将さん方の中にはすごい人たちがいます。例えばそういうこととか。

でも、観光とはそういう部分だけではない。農業とかですね、全て観光というのは全部補完するので、そういう意味ではうちの市はいろいろなことできるなと思うのですが、ただ、こと、この観光で何か施策というかそういうことになると、実践している人しかわからないところが大きいと思うのです。なので、今まではよそから高額を支払って引き込んできて、その人に何か旗を振ってもらおう、皆がそれを頼っていくというのが、これまで我々が若いころからそういうことの向きが多かったと思うのですが、実はこの中にこそ、そういうことがふさわしい人がいるのではないかという思いもしていますので、いろいろなことでまたいろいろご指導ください。

担当のほうも今、多分、言われてすぐばぱっと答えられないと思うので、この私とのやり取りでちょっと今回この質問は収めたいと思いますが、そんなことも考えながら、ぜひ、いろいろご指導をいただければと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

市長、ご指導するあれでもないのですが、一緒にやっていければと思うのです。観光とついでしまうと、なかなかガイドさんとか宿泊施設みたいな傾向を強く感じるのですが、観光といえば、当然農業も入ってきます。農業の中のスペシャリストは観光カリスマという形になると思います。あるいは商業でもそうです。そういったいろいろな分野のカリスマ、頑張っている方を、張り合いもありますので、市の認定という形で、組織をつくりながらいろいろな意見を交換しながら、あるいはいろいろな南魚沼市に眠っている観光資源を掘り出しながら——雲蝶さんの件も今出ましたけれども、やはり深掘りしていくとそんな細かいことがあるのだみたいなところも気づくことによって、それが掘り下げられていって観光資源に変わってきたという部分もある。そういういわゆるスペシャリストの方々を集めた組織をつくりながら展開していくのは非常にいいかなと思って、それがいわゆる3番目の質問に入ってくるのですが、同じような形で、南魚沼市はそういった人材もたくさんいて豊富ですし、そしてそこから波及的にいろいろな人と人のつながりができていると思うのです。

例えば、当然、国際大学とか北里大学といった当地にあるのは別にしましても、いわゆるコンソーシアムを契約した大正大学の子供たちが来て、いろいろ勉強していると思うのですが、そういう形を、いわゆる地域外で、しかも若い人も含めたり、経験者も含めたり、学術見識者も含めた方が、この地域にかかわりが多い人がたくさんいると思うのですね。1つ挙げるとすればコンテンツツーリズム学会というのは南魚沼市が提案をして、学会をつくって事務局を立ち上げて、今は事務局を移しておりますが、その中の理事だけでも立教大学も法政大学も含めて8校の大学が入っております。

そういった大学の方々を、いわゆる観光提携なのか、いわゆるコンソーシアムなのか。別なアドバイザー的な形とか、あるいは一緒に地域を考える会みたいな形をそのものにつけ加えていく組織体制というの、やはりせっかく財産なので生かしていくのは可能で——相手方もありますが、恐らく相手の方々も南魚沼市に対しては非常に興味を持っておりますので、協力してくださると思います。また、シンクタンクとしても大学以外にJTBの総合研究所もそのコンテンツツーリズム学会の役員に入っております。あるいは創造開発研究所というところの方も入っておりますし、文化マーケティングコンサルタント、まして日本政策投資銀行のメンバーも入っておりますので、そういった意味のシンクタンクの方もいらっしゃるのでは、一緒に巻き込みながら、先ほど言ったつなぎながら展開をしていくのはいかがかと思うのですが、市長のお考えがあればお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

これについても、いいですね、としかちょっとまだ今のところは言えないのですけれども、いろいろな人たちを巻き込んで取り組んでいくことは大事だと思います。それから、先ほど言った観光のカリスマ的な南魚沼市版のそういった人たちもいっぱい出ています。ただ、それをやはり最後は仕上げていかないとだめです。議論だけ尽くしていてもだめで、それには先ほど登壇して話をした中の、例えばオーストリアの事例を言うと、あのチロル州の決定者は3人です。

1人はDMOの親方です。これは経営者です。なので、だめなときは首を切られるのです。その緊張感を持ってやっています。はっきり言って、実績が上がらなければ即、首です。そしてもう一人は州知事。観光協会の連合体の長、この3人で全部意思決定をする。そしてそれがきちんと予算を付ける。

そういう意思決定のプロセスが、まだまだ当該地域はちょっと群雄割拠的であったり、観光課があったり協会があったり、その上にまたそういう人的なシンクタンクをつくっていく。では、どこが決めるのだという本筋の部分の議論をして、本当にその施策実行をきちんとやるというプロセスをつくることも同時に考えていかなければならないので、いろいろな意味で観光はいっぱい幅広いですから、その政策を間違わないようにいっぱいいろいろな人と組んでいく。

しかし、最後はやはりその組織体の一番のコアな部分をどうやってつくっていけるかが、

それも本当は南魚沼市だけではなくて、魚沼圏域全体でそういう人を選定できるかということが、多分、この当該地域の将来の生き残りの一番の肝だと思っていますので、またいろいろな意味で一緒にものを考えていきたいと思っています。いろいろな仲間をつくっていくことは非常に大事なことであります。いろいろな知見を利用させていただきたい。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

市長のおっしゃるとおりで、決定して実行に移して結果を求めるとい形になりますので、当然、決定権をきちんと持つ責任者が必要となるのですが、その前の段階で、もうちょっと、今、資源が埋もれているのがたくさんあるので、そういう外からの目とか、あるいはいろいろな経験と抱負と情報を持っている方々の意見も入れながら、今あるものをいかに組み合わせさせていくか。最初に言いましたけれども、重ねて組み合わせさせていくか。

まずは今あるものを自分たちの中でつなげていって、それを重ね合わせて、組み合わせさせていくかみたいな部分を、そうやっていろいろな人材がいるので、人と人をつなげながら、そしてそれができあがったら、今度、地元の産業にくっつけてあげる、つなげてあげる、分野をつなげてあげる。そういった形で地域の輝いているところを面をつないでいって、魅力的な観光地に仕上げなければなという部分で、そういう部分はどうかということでご提案をさせていただきます。

たくさん人が来れば来るほどいろいろなものが出てくる。何が正しいかどうかというのは、それは当然、南魚沼市の方向性というのは決めていかななくてはいけないと思うのですが、そういった部分の財産があるので、その財産もつなげていけたらどうかということで、ご提案をさせていただきました。

4点目に移らせていただきますが、こちらのロータリーの件に関しては、確かに一番は、市民バスの乗り入れというのが、恐らく市民にとっても求めているところかと思うのです。こちらに関しては確かに今の路線バスの、あの大きいバスですから転回も含めていろいろ法律的にひっかかってくるので、非常に難しいと思うのです。ただ、前回もお話しさせていただきましたのですが、今タクシーがとまっている部分を向かって左側の市の駐車場——社会保険事務所のこちらの駐車場と入れかえができないかという話で、そのときタクシー業者さんもあるので相談しながら検討します、というご答弁だったのです。

その後、随分たったものですから、どうなのかと思ってタクシー会社さんに聞いたら、まだそんな話は来ていないということでした。おおまかな話をしたら、いわゆる話によっては別にあそこでなくてもいいのだという方もいらっしゃるし、いやだめだという方もいらっしゃるかと思うのですけれども、一応、話を聞ける態勢は業者さんもあるようでございます。

そうすれば、前にも言ったのですけれども、待っているタクシー運転手さんも、正面から見られているよりは端っこであればいろいろな休憩の仕方もあるだろうし、喫煙の問題もあるだろうし、そういった部分も解消されていいのかなど。あと、市民の方も迎えに来たときに正面に来て子供たちを迎えられる。あるいは観光の送迎バスも正面についていけば、お客

さんを見てすぐわかる形で、あその場所の入れかえは、そう今の路線バスとの絡みがないので、どうかという部分があったのですが、その辺が可能かどうかというところでございます。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

これは言いわけはしません。なかなか前に進んでいないということは本当で、タクシー業界にもあまり話が行っていなかったかもしれません。ただ、今言った話は本当にそうだなと思っているところがあって、ただ、あの区割りはあるままだいいのかとかいろいろ思いがあります。ちょうど湯沢町も今いろいろ見直しをかけているのです。湯沢町はうちなどというものではない、もっといろいろな複雑な利権が絡んだり、送迎車両が旧塩沢のエリアまで含めてたくさん行っています。こんなことも今、見直しがかかっていますが、ちょうどやはり同じテーマでものを相談できたりすると思います。

何ていうのですか、大変不幸な出来事が続きました。お年寄りの車の事故です。こういったことも含めて、市民の足の問題に直結していくわけなので、ようやく機が熟してきたなど。

「腫物（ねぶと）も膿まらず針を立てられず」という言葉があるそうですが、やはり時期がだんだんものを言うようになってくるのではないかと。今まさにそれがタイムリーな話として——今までは自分たちの権益とかをお互いに常に守りたがるわけですが、ようやく話し合えるところに行けるのではないかと。市民バスのことについて我々はいろいろなアンケートもかけています。そういったことも含めて、これはどうしてもやらなければいけないテーマだと思っていますので、何となくあそこをもうちょっとうまくできるといいと思っています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

ぜひ、できるところから。全体を、湯沢町みたいな形だと予算もかなりかかりますし、あれもいい部分と悪い部分を聞いております。できる部分から、形は別にして、その役割分担だけをいくと——役割というか、タクシーはこちらで、送迎はこちらみたいな感じのものはできるかとは思っています。あわせて、昔、多分六日町の温泉だったか何か大きな看板があった土台は、必要なかどうか。中途半端な花が植えてあったりするのですが、何か意味があるのかと思ってちょっと聞いたかったのですが、その辺、あの土台は何のためにあるのか。ないほうがいいのかと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市のガストロノミー振興について

これについてはそのとおりですけれども、担当の部課長のほうに答えてもらいます。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 南魚沼市のガストロノミー振興について

以前看板のあった場所ですけれども、現在土台が残ったような状態になっているのですが、あれが必要かと言われると今、正直何も必要性はないのですけれども、あれがあることによ

ってロータリーの曲がりがスムーズに行くという側面もあるのではないかと考えております。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 南魚沼市のガストロノミー振興について

ロータリーの計画の中にそれも少し加えながら、必要でなければ、ないほうが楽なのかなと。あるいは逆にロータリーがあったためにうまく回るのであれば、もう少し、お花だったらお花をきれいにするような感じにさせていただくと、やはりまちづくりにとっては一番景観がいいかと思っております。

地域づくりの観光と考えたら本当にきれいごとに感じるかもしれないのですが、やはり地域の魅力が向上したり、さらに地域の人たちが連携したりする形で、観光が活性化してくると地域が元気になっていく一助になるかと思っております。ぜひとも市長には力を入れて、またスピーディーに展開していただくことを期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上で目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時35分といたします。

[午後3時17分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時35分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位6番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さんお疲れさまです。大勢の傍聴の皆様、お忙しいところ、お疲れのところをありがとうございます。6番目の質問者でございまして、気合を入れなければいけないということで、きょうのお昼は駅通りに食べに行きました。テーマもありますので、コシヒカリをがちり食べなければいけないと思ったのですが、メニューを見たら懐かしのナポリタンというのがあったのですね。思わず青春を思い出しながら食べました。でも、やはり青春とは違うのですね。あまりにもボリュームが多くて3分の1残しまして、お店の人に深くお詫びをして、大変おいしかったと。きょうは頑張りますということは言いませんけれども。

1 G A P（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

早速ではございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、大項目の1番目としてG A P農業生産工程の普及と拡大に向けた取り組みについてであります。南魚沼コシヒカリを代表とした南魚沼産農産物は、先人たちの長年のご苦勞から南魚沼ブランドを築き上げ、全国的にその名を知らしめました。しかしながら、とりまく環境は、おいしいことは当たり前となり、全国的なブランド競争はますます激化し、気候の変動をはじめ、油断すると容赦なく市場の評価は下がります。

ショッキングな特A陥落の苦い経験は記憶に新しいところであります。また、グローバル

社会でのT P P環太平洋経済連携協定、E P A日欧経済連携協定等の海外との自由貿易に備えることも大きな課題と思うところであります。

南魚沼市の農業が将来に向けてますます成長し、発展するためには、それには市長の6月議会の所信表明でも示されているG A P、農業生産工程への取り組み推進が、大きなツールの1つであり、品質の確保、おいしさはもちろんであるが、安全安心の差別化が将来にわたり絶対に必要と考えます。そこで以下に市長の所見を伺います。

(1) 南魚沼市管内の認証取得実績と申請状況はどうか。(2) 普及に向けた推進会議の立ち上げ成果と手応えはどうか。推進会議とは平成29年4月、J A、県、市で立ち上げた合同会議であります。(3) 将来のブランド力向上と拡販に向け、認証取得前後への最大限のアピールと支援が必要と思うがどうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは吉田議員の質問に答えてまいります。

1 G A P（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

まず、G A Pの農業生産工程の普及と拡大に向けた取り組みの中の1番目から順次答えてまいります。市管内の認証の取得実績と申請状況です。国内の認証件数、これはことしの3月末の数字であります。J G A Pで全国では2,851件。A S I A G A Pというのもありまして、これは日本が中心に考え出したアジアのG A Pの規定ですけれども、これが1,869件。それからいわゆるG R O B A L G A P、ドイツから始まった内容であります。これが702件となっています。

南魚沼市においては平成23年度の時点で9つの経営体が、G A Pの個人認証を取得していました。しかしながら、認証の取得や更新の費用、それから事務の煩わしさなどがありまして、平成28年度末ではJ G A Pについては1経営体だけだったということです。だから、私が市長になったときには1経営体だけです。

このことは、市長になってすぐにそういう農業の皆さんと話し合いをしたときに、自分もちょっと愕然としたところがあって、自分も農業やってきましたけれども、なかなかこのG A Pを不勉強だったところもあって、知るところになっていき、そしてこれではいかんという話をしたところ。その後いろいろなことが始まってまいりました。平成29年度中にJ G A Pを1経営体が認証取得し、平成30年度にはA S I A G A Pを団体認証では2つの団体が取得しています。この2団体にはそれぞれ4農場が参加しているという状況です。このほか今後の取得に向けた活動を行っている経営体が、1経営体あるという状況で、結果、当市ではJ G A Pが2経営体、それからA S I A G A Pが2団体という形になってございます。

2つ目の普及に向けた推進会議の立ち上げ成果と手応えはということで、これは先ほど申し上げた平成29年4月、J Aさん——当時は2つのJ Aがあったわけです。しおざわと魚沼みなみであります——これと県、そして南魚沼市で組織し、推進会議が立ち上がりま

した。成果としては先ほど申し上げたAS IAGAPの2団体の取得であると、このものだと考えております。

推進会議では合併前のJA単位で1団体認証を目標にしておりましたけれども、JAの合併により結果的には市内で2団体の認証となったことは、ある程度の手応えも感じています。もう一つはこれを目指すべきであるという機運が、以前と比べて強くなっているということが一つの成果ではないかと感じているところです。

3つ目の認証取得前後への最大限のアピールと支援が必要だと思うがどうかということにつきましては、GAPの新規の認証取得時には、まず新潟県の補助があります。ほぼ自己負担なしで取得ができるというふうにまでなっています。取得に向けた技術的な支援については、JAが体制を整え、指導してまいりました。そして、南魚沼市では、平成30年度からGAPの維持・更新費用について——これは私どもが約束もして前に進めたのですけれども、2分の1の補助をするということで今進めております。推進会議の構成団体がそれぞれの方法で経営体への支援を行っているという状況になっています。

しかしながら、支援などによりGAPの取得を推進しておりますが、このGAPそのものに対する消費者の皆さんの認知度は、まだ低いのではないかと私どもは思っているところがあります。

ブランド力の向上はGAPの認証取得も当然ですけれども、このブランド力の向上ということによって、農家の経営判断によってGAP取得を目指さない経営体であったとしても——そういう方が圧倒的ですが、これまでどおり生産者、関係機関が一体となって品質維持、品質向上に努めることも重要であると考えます。

そのような取り組みを通じまして、消費者に認識いただくことも販路の拡大につながるものと考えておまして、これはGAP取得の勸奨とあわせてやっていかなければならない点だと考えております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

それでは、再質問をさせていただきます。まず、1番目の認証取得の実績と申請状況についてです。今ほどご答弁いただいたのですけれども、ということはJGAPが2、AS IAGAPが2ということで4団体ということで今現在そういうふうに聞かせていただいたと思うのですが、その中でこの認証は全部お米ですか。それとも、いろいろな農産物が、野菜とかキノコとかいろいろあると思うのですが、米だけの認証なのかどうかというのがわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

米だけではありませんが、具体的なことにつきましては担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 農林課長。

○農林課長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

今ほど市長から答弁のありました4団体については、全てお米でございます。以上です。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

お米だけということですが、先ほど市長のほうからご答弁いただいた中で平成23年にかなり多くの団体が受けて、事務作業が大変だとか費用がかかることでリタイアしたのがあって、1団体が残って、そして次に新しい団体が受けて2団体あったと。2つの経営体があったということで、今年の1月現在、そういった報告を聞いているのですけれども、今ほどの話からいうと1年半たって4件になったという解釈でよろしいのですか。

○議長 長 市長。

○市長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

これにつきましても担当の部長、課長に答えさせます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

吉田議員のおっしゃるとおり、1年半で4件になったということでもあります。以上です。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

わかりました。では、1番については理解いたしました。思ったよりも少ないのかなど。個人で頑張っている人がいるのではないかという気がしたのですけれども、2件伸びたということです。

2番目の質問の中でJAと県と市で推進会議を立ち上げているわけですが、その中でいろいろ説明がありましたが、団体認証の場合はJAさんが事務局をやって受けられているというふうに思っているのです。団体認証と個人認証があると思うのですが、団体認証は例えばJAさんが事務局で団体4団体をまとめてGAPを認証したと、受けたということがあった場合に、販売ですね、出す場合はその認証されたお米というのは、全部JAさんを経由しなければいけないという制約等があるのでしょうか、ないのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

これにつきましても担当のほうに答えさせます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

販路につきましても、全てJAということではございません。それぞれの認証を受けた団体の独自の販路も開拓していただいても構わないということでもあります。以上です。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

自由度があるということであれば安心いたしました。そうすれば進んで取り組んで、販路も開けるということになるかと思えます。推進会議で推進してもなかなか進まないというのは、やはり消費者のニーズ等という問題があるというのは十分理解できます。それを踏まえて3番目の将来のブランド力向上、あるいは取得前後への最大限のアピールということについて質問させていただきたいと思っています。

自分の経験値で言うのも何ですが、実はこういったのは作り込みの生産工程の認証、第三者機関から認証を得るわけです。その農業版ですね。製造とかの場合はISO版があるのですが、それを取らないとお客さんが買ってくれないのであれば、非常に苦しいから、立ち行きませんから、必死になって頑張っただけで認証を受けるわけです。今、GAPの場合は南魚沼ブランドがすごく知れ渡っていますし、実際にそんなのなくても大丈夫だという声は今大きいと思うのです。私は今、耳にしたのですが、やはり小売店の大手、大型店あたりは、やはりGAPの認証マークがないとうちとしては受け入れられないという大手が結構いるのだそうです。ああ、そうかなと。実際に南魚沼市の中にも、ぜひそういうことがあるので勉強してほしいという指導があつて勉強しているところもあるそうです。米以外ですけども。その辺のことが市としても共有できているのか、その辺の情報を持っているのかどうか1つと。

今、私は大手の大型店をのぞいて、全部見ました。GAPマークがあるかどうか。自分の目で見ても、お米は全くないのですね。野菜はあります。GAPマークというのはありました。ないから逆に私はチャンスではないかと思いました。これだけおいしいブランドで全国的に知名度があるわけです。それに対してGAPのマークがあれば、もう鬼に金棒だし。

冒頭に私の体験を言いましたけれども、私は二十五、六年前にISOの認証を経験しました。そのときはどこも持っていませんでした。そんなのは必要ないではないかというのが風評でした。おかげさまで取らせていただきましたら、新聞にも載せていただいたりして、でも、今はどうですか。もう取っているところがほとんどです。取らないところは一流と見なされないというのが今の世情です。そういう時代が私は必ず来るといふふうに思っています。

だから市としても、JAもそうです、県もそうですが、このGAPの必要性というか、こういうことがあればこうだよということを、もっと先頭になって知らしめる必要があるのではないかと私は思いがあるのですが、その辺についてご見解があればお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

今ほどの吉田議員のご質問、私もそのとおりだと思っていて、でもなかなか進まないというところは、いろいろな理由があると思います。もうその部分についても触れられておりましたけれども、なかなか取り組めない。ハードルの高さとかいっぱいあるのだと思いま

すが、必ず時代はそういうふうに向かっていくのではないか。逆に言うと、トップブランドであるからこそやらなければならないことは、最初から言ってこの市の補助の制度も皆さんに認めていただいて、理解していただき、つくってきたという経緯もありますので、そのとおりだと考えています。お米だけではなくて。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

市長は私と思いは同じだなというふうに思っています、意を強くしたところでございます。市長も食べられているかもしれませんが、実は個人的で申しわけないのですが、我が家は南魚沼コシヒカリのGAP米を頂戴しています。南魚沼コシヒカリの米袋にGAPのマークがついているのですけれども、こういうのを僕は食べています。執行部の皆さん、議員の皆さんにも食べている方がいらっしゃるかと思いますが、これはおいしさに安心・安全がついているということだというふうに思っています。

そういった面で市長も再三お話ししていますが、私は質問の中に認証取得前後の支援という話をしたのですが、認証するに当たってはどうしても技術的支援、あるいは経済的支援、これが必要だと思います。それは十分理解されていて、申し分ない支援策だなというふうに実は私は思っています。思っているのですが、その中でお聞かせいただきたいのは、今後の先行き、長期、あるいは目先もあるのですが、技術的支援、経済的支援についてはとりあえず今のまを継続するという形で受け止めてよろしいのでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

この支援のあり方が十分というか、十分かどうかは知りませんが、議員は今の支援のあり方のフレームを非常に認めてくださっています。なので、このフレームがだめで認定のほうに飛び込まないぞと言っているのか、その辺はよく吟味しなければならないです。我々のほうの支援の仕方が足りないからちょっと飛び出せないと思っているのか、取り組めないと思っっているのか。私はそう思っていないですが、同じ考えではないかと思っているのですけれども、この辺のところをよく勘案しながらやらなければいけない。

でも、それで本当は取り組めるのだけれども、でもいろいろなことがあるのでちょっと今取り組みは控えていますとか、やはりちょっとやらないというふうになっているのかは、よく吟味してやらなければならないと思っています。なので、その状況を見ながら、足らざればもっと促進するため。でも、今のところでも、やはり煩わしさとかいろいろなことがまだまだいっぱいあってちょっと取り組めないと思っっているのであれば、ここをいじっていくよりは、取らなければいけないという思想になってもらうようにやることなので、制度そのものではないのかなという気がします。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

支援のあり方については、臨機応変な形でしっかりニーズを見極めながら市としては対応するというようなお考えかと思しますので、ぜひともそれに合わせた形で継続的なことをお願いできればという気がします。

次に、やはり認証前後ですから、認証後の話をさせていただきたいと思っているのですが、市長もごらんになったと思うのですけれども、先週の金曜日、新潟日報の朝刊にこういう記事が載ったのです。佐渡版ですね、結構大きく出たのです。「AS I A G A P 認証 米の安全配慮お墨付き」ということで、J A 佐渡が4団体、5団体まとめて認証が取れたという話です。5農家の法人が結束してJ A が事務局になって認証を受けたということで、市長さんのところに行って、市長もぜひ一緒にやろうということで、おけさ柿とか名物があるわけです。それも含めて一緒にやりましょうということを大々的に載せているのです。そして、今後、世界に向けてとかいろいろあるわけですが、名産物についてもやるわけで、こういう取り組みにしたいということを行っているわけです。そういうのがタイミングよく載っていました。

僕は考えたのですけれども、実はG A P を理解しているようで本当に僕は理解しているのかどうかというのが自分にありまして、実際に農家に行ってみました。農家に行くと、実際G A P はどういうことをやっているのだということで、見学とかヒアリングをさせてもらったりしたのですが、すごいですね。やはり仕込みから販売、入り口から出口まで全部作業手順をつくりまして、その後も全部記録管理するわけです。一番すごいと思ったのは、やはりトレーサビリティ管理といいますか、追跡可能調査の管理です。やはり口でカタログ、パンフレットを見てこうだな、こうだなと思いますよね。肥料もあるし農薬もあるだろうし、いろいろな管理があるのですが、それを全部やらなければいけないのです。大変なボリュームです。それをクリアして受かるわけです。受かっても一年一年更新がある。金もかかると。だからこそ価値があると思っています。

前置きが長くて悪かったですけれども、すごい苦労しているなど。立派だなというのを感じたわけです。そして、これに受かりましたということで、佐渡の団体は市長室へ行ったのでしょうか。そして報告したのです。その中でやはり市長が、いや、よく頑張っていたかましたと、一緒になってまたやりましょうということを言われたわけです。そうやってマスコミに発表して盛り上げている。そうすることによってやはりその苦労が、その団体さんもねぎらわれるとか、喜びとか、報われるという形があるのです。

市長は発信力もありますし、やはり市のトップが、いや、すばらしい、よかった、おめでとうという形のことをやったり、あるいはG A P の認証を受けた人たちを集めて意見交換会をすとか、そういったことをやることによってやはり励みになると思っているのです。そういうことは大事だなと。そんなこともありまして前置きが長くて恐縮でしたが、林市長としても、ぜひ、その発信力を生かしながら、G A P 認証団体、あるいは個人を含めて何らかのそういった触れ合いといいますか、そういう機会をつくっていただくとか、定例的な会合を持つかということ、企画の検討課題としていただけるようなことはできないものでしょ

うか。その辺はいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

すばらしいと思います。佐渡の三浦市長のところに行ったのでしょうかね。仲良くさせてもらっていますが、あの市長もいろいろなことの発信力を持った人で、すごく尊敬する市長ですけれども、やはりやるなと思います。私どものところも若い農業青年であります、世界一の価格をつけた米農家の関さんとか、または新之助部門では、当南魚沼市でつくり手の1位が出たのです。そういうことがあったときには皆さん来てくれたりして、一緒になって当然写真にも収まり、そしていろいろな雑談といえますか、意見交換をさせてもらったりすることを、自分も発信しているつもりです。

こと、このGAPにおいては、まだそういうことがありませんでした。こういうことも含めて、反省も含めて自分で口で言うだけでなく、こちらから持ちかけていくということについては今感じるということがいっぱいありましたので、今後そういうことも含めて考慮させていただき、ちょっと前に出たいなと思います。そういうことがそういうGAP認証に、取り組んでいくことに呼び水になれば最高だなと思っています。あとは消費者の側にも伝わると思っています。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

今ほど市長から非常にそういうことを前向きに考えていらっしゃるというお話を聞かせていただきまして、意を強くしたところでございます。

7月16日でしたか、安倍内閣総理大臣が六日町駅前前で演説しました。僕はちょうど前にいたので、真正面で聞かせていただいたのですけれども、その中で安倍総理はやはり南魚沼市に来るからには勉強されているのかもしれないけれども、イの一番に南魚沼コシヒカリの話をしていました。南魚沼コシヒカリはもっともっと海外に高く売ればいいではないかという話をしていました。冒頭にグローバルの話をしました。TPPの話もしました。海外はもっと高く買ってくれるということであれば、そして農家の所得が増えれば、当然、納税も大きくなるわけです。最大の市への貢献になるわけです。これはやはり、海外に進出するにはGAPは絶対的に必要な、いわばパスポートです。そういうことをやはり考えて、これからは農家の皆さんも考えていただいて、私は次のステップを踏んでもらいたいと思うのです。逆に市としても農家が潤ってくれば、そういったウエイトが上がれば、必ずそういった面で、さらに南魚沼市ブランドが上がって、今言った形で発展できると思う。

そういうことで、市長とか執行部だけではなくて、我々にも責務があるのですが、私は僕も含めて南魚沼市のセールスマンだというふうに思っています。もっとそういった面で安倍総理ではないのだけれども、八色スイカもありますし、シイタケもあります。マイタケもあります。農産物がいっぱいあるわけです、そういうのをどんどん。それにはやはりGAPが絶対必要なのです。

今、南魚沼市ブランドはおかげさまで、総理が勉強するだけあって、総理が南魚沼市と言ったらコシヒカリと思いきふだけの知名度があるから、それにあぐらをかいているのではないかというのが私はどこかにあります。いずれは——やはりどこも競争をしていますから、そういった面でちょっとダブっているかもしれませんが、全員でGAPの意識をもっともってみんなが共有して、必要なのだということをやらなければいけないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

お米のことに触れているので、お米のことに絞って言います。ほかの野菜類もあるわけですが、まずは首相があのかき「南魚沼産」コシヒカリと言ったのが非常に印象的だったのです。魚沼産コシヒカリと言わなかったです。かなり勉強されていると思います。我々の思いを含めて酌んでいるなと思います。

まず海外の問題、だからこそGAPのことをすごく心配して言っているのですけれども、なかなかその規定の難しさとかがいっぱいあるのでしょうか。

あとはもうちょっと、取り組めるのだぞ、ということ为先ほど議員から提案いただいたように、やっている人たちがまだ取り組んでいない人たちに、そんなではないから頑張ってみろということをお願いかどうかということが、非常にこれからの取り組みの率を上げるのではないかと思います。海外向けのことを言うと、ご存じだと思いますが、新聞にも取り上げられたりしていますが、東京国立博物館と南魚沼市のお米が組んだのをご存じですよ。今、東京国立博物館のいわゆる富嶽三十六景の——間違っているかな。要するに国宝級の——国宝級なのかちょっとわからないけれども、北斎の絵とかあいつのものが所蔵されているわけですが、そのものを商品のパッケージに使えるのは南魚沼市のお米だけになったのです。そして本当に並んでいます。そしてこれは海外向けのお土産の窓口等にこれから並んでいくことになります。なので、GAPの問題というのはそこから入ってきます。

なので、そういうことに取り組まなければだめだということになってくる。そして、その中をつないでいるのは南魚沼市のお米を一番扱っている日本最大の問題屋の神明という会社。これは日本のトップブランド、トップの卸をやっているところですから、そこが一緒になってこの国立博物館のパッケージを使った——見ていない方は市長室に来ていただければ、今、陳列しているのですけれども、すぐ見せます。これを行っているのは南魚沼だけで、ブランドとして認められているということです。

神明という会社は、今、農林水産省の出先がわざわざ会社の中に事務所を持っているくらい会社なのです。なので、輸出については神明がトップです。そういうところと我々は組んでいるということ、これまでの取り組みも含めてJAさんも誇りに感じてもおるでしょうし、そういったところから海外へのお米の問題とか、GAPの問題というのは進んでいかざるを得ないはずなのだけれども、でもまだこの程度だなということをやらちよっと感じるわけです。

もう一個、私は来月の頭にニューヨークに行かせてもらいます。子供たちの来年の交流のことで行くというふうになってはいますが、私もセールスマンだと思っているので、どこに行ってもそういうビジネスチャンスは必ず頭に置きながら人としゃべっていますので、機会があれば、当然いろいろな話をしてこようと思っています。

○議 長 市長の答弁は終わりましたけれども、先ほど農林課長から補足の答弁があるそうです。

農林課長。

○農林課長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

米以外のGAPということでお答えが確か漏れていたと思いますので、お答えさせていただきます。市内のキノコ製造業者1社がAS IAGAPを認証取得しております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

米以外にも取れているということで、すごく心強いですね。市長の思いはすごく心強く感じました。この件に関しては最後の質問になるのですが、先ほど実際の農家に行ってみ学させてもらったという話をしましたけれども、その若い30代の経営者の方に、聞いたのです。ところでGAPはなぜ取る気になったのだという質問をしたら、彼が言うには、僕はオリンピックに食材をやりたかったというのが動機です。でもやってみたらすごくいいことなので、今、軌道に乗っていますという話をしています、いや、志がいいなというふうに思いました。

質問としては、オリンピックの食材というのはいろいろ段階があって難しい面があると思うのですが、県の方にも非公式ですけどもお話を聞く中で、何としても南魚沼産の農産物をオリンピックの食材として提供できないかという動きもあるみたいに聞いているのですが、その辺の動きがもし市であるようならお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

その部分がちょっと言い足りなかったです。本当に先に言えばよかったのですけれども。最初にGAPを意識したのは、私がまだ議員の時代に、議員の皆さんとかも一緒になって私が言い出したわけではないのですけれども、選手村に我が南魚沼のお米を使ってもらおうではないかというのが最初です。私の中ではそのときに初めてGAPというものがなければだめなのだということをお聞きするに及んで、GAPとは何ぞやと、当時はそのくらいのレベルだったのです。なので、恐らく多くの方もそうだったのではないかと思います。そこに使われる食材は、ほかにもそういうことになっています。まだいろいろあってなかなかその個別具体的な産地のものを使うかどうかちょっとわかりませんので、これは我々のほうとしてはなかなか取り組みが難しいという判断をしていると思います。それにかわるものとして雪の利活用ということも考えついた1つの、実は道、プロセスだったというのもありました。担当の部長に答えていただきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

現在、東京オリパラのほうには米とキノコは登録しております。ただ、それが使われるかどうかというよりは、プロポーザルで選ばれた業者がどこの米を使うか、どこのキノコを使うかということになります。うちが直接オリンピック事務所に交渉するということはできません。ですので、間に入ってくれる企業がうちを使ってくるかどうかということでありませけれども、登録はしてあります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 GAP（農業生産工程管理）の普及と拡大に向けた取り組みについて

はい、登録されているのを聞かせていただきまして、非常にうれしく思っているところでございます。この質問でこれを終わりたいと思いますが、市長の施政方針、あるいは所信表明で必ずGAPという言葉が出ています。まず、重みのある内容だと思います。市長の本気度を十分理解いたしましたので、一層の推進を期待しまして、次の大項目2に質問を移らせていただきます。

2 生活困窮者への支援について

大項目2、生活困窮者への支援について。生活困窮者の支援については個人情報的なこともあり難しい事業であるが、市としても多額の予算を計上し、きめ細かく対応していることは理解しております。限られた財源、スタッフでより知恵を出した自立促進の取り組みが必要と考えます。そこで以下に所見を伺います。

(1) 生活保護世帯、被保護人員が年々増加傾向にあるが、どのように分析されているのか。(2) 生活困窮者自立支援事業の支援効果はどのようになっているか。(3) 改正子どもの貧困対策推進法に対し、南魚沼市の取り組みはどうか。

以上3点をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活困窮者への支援について

それでは、吉田議員の2つ目の大項目、生活困窮者への支援であります。1つ目の生活保護世帯、それから被保護人員が年々増加している傾向があるが、どのように分析しているかということでもあります。南魚沼市における生活保護率については、県内に20市ございますが、この中で最も低い状況が続いております。一方で、平成28年度以降ですけれども、生活保護世帯受給者の増加が続いているということもあらわれております。新潟県全体の生活保護率は、全国で40位前後と新潟県は低い順位となっております。その中で南魚沼市はまたさらに県の中でも最も低いというふうな形になっておりますので、全国でも大変、生活保護率の低いグループに属する自治体となっていることが特徴かと思っております。

生活困窮者自立支援制度の取り組みによって——これは果たして、そのままのとおりが取れるのだろうかということがやはりあるわけですね、はっきり言って——この制度の取り組

みによりまして、潜在的な生活保護対象者が申請窓口につながってきたということも含めて、生活保護利用者の増加要因になっているのではないかと、今、市は考えているところであります。これまでちょっと、そういうことを言うてはいけませんが、なかなか言いにくいです。要するにそういう制度をやって取り組んでいることによって、潜在的な方々があらわれてきたのではないかとということも増加率の中には加わっているのではないかと考えているところがあります。

国及び県が各福祉団体への指導監査の着目点として挙げている項目がありまして、これは生活保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎まなければいけない、というふうに規定されています。生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるように、生活保護制度の周知、また民生委員、また各種相談員との連携、保健福祉・社会保険関係の部局、水道・電気——これらも全部そういうことが見られるわけですね——などの事業者、それから住宅担当部局等の連絡・連携体制は取られているか。こういうこともその着目点に挙げられています。いろいろな角度からそれを見落とすなということや、権利をきちんと保護しようということだと思います。

これらの点についてはこれまでも適切に取り組んできていると我々は思っているわけですが、この着目点を住民福祉向上のために積極的に活用するべきものと捉えまして、今後も適正な事務執行に努めてまいりたいと考えているところであります。

2つ目の支援の効果はどのようになっているかということでもあります。南魚沼市における生活困窮者自立相談支援事業につきましては、平成27年度の施行当時から南魚沼市社会福祉協議会に設置をされております「くらしのサポートセンターみなみ」に事業委託して実施しています。家計相談支援事業と一体的に実施することによりまして、制度の目的であります生活困窮者の自立の促進。そして生活保護に至る手前での支援。そういう成果を上げているところであると考えております。

従来の生活困窮者からの相談については、本人からの相談をもって対応しておりましたが、この自立相談支援事業に取り組むことで、より積極的に相談にかかわることができていると判断しておりまして、手厚くこれらの支援が可能になってきていると考えているところであります。

先ほども申し上げましたように、生活保護を必要としていたにもかかわらず埋もれてしまっていた人、こういうことがあったかもしれません。こういう掘り起こしにもつながっていると考えておりまして、今後も支援を必要とする人が必要な支援を受けられるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番目に移ります。改正子どもの貧困対策推進法の取り組みはどうかということでもあります。この子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成25年に施行された法律であります。都道府県、それから政令指定都市に子どもの貧困対策計画の策定が努力義務としてされました。新潟県では平成28年3月に策定をされている状態です。国はこの法の施行後5年を経過した時点で見直しをするという条項により改正を行いまして、ことし6月にこの一

部を改正する法律が成立し、市町村にも計画策定が努力義務としてですけれども、義務化されたということでもあります。

当市の計画策定につきましては、子供の貧困対策の推進状況をあらゆる全国的な指標というのでもまだ国から示されていないという状況がありますが、来年初めて全国統一の設問による調査を行うということが新聞報道などでされているところでもあります。これらの状況を見ながら、調査方法などの具体的な内容はまだ明らかになっていないのですけれども、南魚沼市の計画策定を進める一つの材料となると思いますので、この法律につきまして、まずは私どもの地域の実態の把握を進めたいと考えているところでもあります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 生活困窮者への支援について

答弁を聞かせていただく中で、ほとんど私が思っていることを答弁いただきましたが、何か、ちょっと気になるところがありまして、再質問をさせていただきます。

そういった制度が充実したから、潜在的な生活保護を受けなければいけない人が拾い上げられてきて増えているのではないかという分析という話も聞かせていただいて、なるほどと思ったのですが、僕がちょっと心配したのはこういうことが1点あります。昔からの考え方もかもしれませんけれども、生活保護を受けること自体が憲法で保障されて、法律もあって、権利ですけれども、生活保護を受けることは恥ずかしいことだということがあって、なかなか我慢して我慢して、もう言えないという人も中にはいます。逆の人もいるかもしれません。いるのですね。

そういう感覚を持っていたのですが、今言ったように充実して拾い上げているという話がありましたけれども、今、生活困窮者を、なかなか自分から申告できないという人に対して拾い上げる手段というか、地域コミュニティというか、民生委員があつたり、区長さんがあつたりするのですけれども、そういった体制については、いかなる体制で拾い上げているか。それと今の体制でよろしいと考えているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活困窮者への支援について

今、吉田議員がもうお話になったように、民生委員さんとか地域の区長さん方、区の役員さんもいらっしゃいます。やはりここはまだ、さまざまに横の地域社会がきちんとできあがっているところだというふうに思っています、かなりいいだろうと思っていますが、それでも今日的な、都会ではないですけれども、市街地域とかそういったところでは、多分、孤独な方も出ていたりとかする。

生活保護だけにかかわらずさまざまな問題を、実は地域としてはないばかりではなくて、いろいろな問題があります。子供の虐待の問題とか、これは決して他山の石といいますか、対岸の火事ではありません。我々の地域でもいつでも起こり得る話だと思って、緊張感を持って担当部署はやっていますが、これらについては担当課のほうではどういうふうに考えているか。私は今の制度が続く限りは、そうまだ問題はないのではないかと思います、多く

の目でやはり発見していくことが大事なのではないかと思っています。担当課のほうから答えてもらいます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 2 生活困窮者への支援について

ただいまの質問についてお答え申し上げます。ただいま市長が言われたとおり、今、実際の問題としまして障がい者虐待、高齢者虐待等、やはりその原因として貧困が絡んでいるようなケースもございます。あと、民生委員の皆様の方から当然そういった情報につながってくることもございます。

ただ、先ほど議員が言われたとおりに、やはり恥ずかしいという方が実際おられるのは事実だと思います。こういったところをつないでいくのに、この生活困窮者自立支援事業というものが、非常に有効に今、活用していると私は考えております。ですので、まずはそこに相談するというきっかけになりますので、そこからやはり自分たちは今は生活保護にするしか救いがないのだというところにつながって支援ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 生活困窮者への支援について

よく理解できました。先ほど私の1番目の質問で、分析はどうだというお話をしましたが、生活保護を受けていらっしゃる方は好きでそうなっているわけではなくて、必ず就労したり、自立したりして、生活保護ではなくて一般のほうに向かうという方も出ると思うのです。いわゆる、どう言ったらいいのでしょうか、生活保護受給解除率といいますか、そういったものの実績というのはいかようなようになっているのでしょうか。

生活保護を受けていたけれども、生活保護を受けなくてもよくなったという人のカウントがあつたり、受けたりというのがあつて増えているというのがあると思うのですが、その受けなくてもよくなった人というのはいかようなデータがあるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活困窮者への支援について

今ほど吉田議員がおっしゃったことが一番の本旨ですね。生活保護を大変なときは受ければいいのですけれども、そこからどうやって自立するかと、ここが一番のところなので、そうあつてほしいわけですが、これも担当のほうから答えさせることにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 生活困窮者への支援について

今ほどの生活保護を廃止になっていく場合の事例といいますか、そういったものについてお話しさせていただきます。3年間ほどのデータで申し上げますと、保護の廃止になる原因では、亡くなられるということが一番多いです。そのあとは就労によって収入増になる場合、あと年金等の収入増、そういったものが生活保護の廃止の理由としては多いところになっております。

実際、今の生活保護受給者の方の理由といたしますか、こういったところの区分というのを見ますと、やはり一番、ここ5年くらいで増えているのが、高齢者世帯の方が非常に増えていて、そのほかの障がい者世帯ですとか、その他というのが、お勤めができないような世帯ですけれども、そういった部分というのはあまり変動がない部分になっています。高齢者の方の世帯が増えているというような状況があるので、先ほど言ったような理由、亡くなれるというところも多くなっているのかというふうに感じているところです。以上です。

〔「数字的なものはありますか」と叫ぶ者あり〕

失礼しました。数字的なものを申し上げますと、廃止の状況では、平成30年度の実績で申し上げますと、死亡の方が10名、就労収入増が5名、年金等収入増が5名、あと、施設入所が3名、転出が4名というような状況で、その他を含めまして全体では32名の方が生活保護の廃止となっております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 生活困窮者への支援について

よくわかりました。あと1点は次の生活困窮者自立支援事業についてですが、1点だけちょっと確認させてください。市の資料で提出いただいている中で見ますと、自立支援事業のデータが相談、プラン、就労とあるわけですけれども、平成28年の就労実績が10名なのです。10件ですね。平成29年がゼロ、平成30年がゼロということで、極端に数字が著しく違うのですけれども、その内容というのは、ちょっと細かくて悪いのですけれども、何かイレギュラーがあったのかどうかちょっと教えていただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活困窮者への支援について

この点につきましては、担当の部長、課長に答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 生活困窮者への支援について

今、議員のほうからお話があったのは、生活困窮の相談を経て就労につながったかどうかという話の部分でよろしいでしょうか。

確かに年度内での非常に差が大きいというのを感じておりました。ただ、実際、生活困窮者の関係で相談に見えられる方については、既に就労している方も比較的多くて、その中で今の自分の生活状況から脱していきたくとか、そういった部分を相談に来られる方が多いという状況があります。

ですので、全くゼロの就労状態ではなくて、一部就労はしているのだけれども、子供の教育を今後どうしてやりたいとか、家賃が払えなくて困っているとか、家族の中で引きこもり等もあるとか、そういった部分、生活の上での総合的な相談をその困窮相談の中で受けておりますので、ここ2年ほど就労につながったというのがないというところはありますけれども、相談としては生活全般の相談を受けているというふうに感じております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 生活困窮者への支援について

はい、その点はわかりました。3番については今言った進行状況ということなので、十分理解しました。

冒頭、市長のほうから南魚沼市の今言った関係は、県下では一番いい数字だと。全国的にもいい数字だという話がありましたので、非常に誇らしく思ったわけでございます。どうか南魚沼市の現状のきめ細かい福祉行政を継続することを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。終わります。

○議 長 以上で吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は、あす9月10日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時30分〕